

平成29年五條市議会第1回3月定例会（第3号）

日 時 平成29年3月9日（木） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	養 田 全 康	1 学校適正化について (1) 現状の確認について (2) 今後の予定について 2 五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例について (1) 条例の基準について 3 障害者雇用の取組について (1) 現在の取組について (2) 今後の予定について 4 五條市の魅力発信について (1) 起業家等への補助や支援について	教育長・部長 部長・農業委員会事務局長 部長 部長
2	福 塚 実	1 入学準備金について (1) 五條市の取組について (2) 小学校・中学校・高等学校の入学準備金について 2 定住化対策について (1) 五條市の取組について (2) 新婚世帯へのサポートについて 3 ごみ中継施設について (1) 進捗状況について	教育長・部長 市長・部長 市長・部長
3	大 谷 龍 雄	1 五條市の少子化対策の充実について (1) 高等学校卒業までの医療費の無料化について (2) 低所得家庭の保育料の無料化について	市長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	大 谷 龍 雄	<p>2 少子化対策を優先した学校づくりに ついて (1) 教育委員会としての少子化対策に ついて ア 給食費・教材費・学級費等の保 護者負担の軽減について (2) 不登校の子供をつくらない教育の 充実について (3) 現小学校8校が4校に、現中学校 5校が2校になる学校適正化素案の 見直しについて</p> <p>3 国民健康保険税の負担軽減を目指し た県との協議について</p> <p>4 五條市企業立地雇用促進奨励金の交 付を受けている企業数と従業員数及び 五條市や周辺地区の雇用人数について</p> <p>5 マイナンバーの市民通知に関する問 題点について</p> <p>6 災害防止対策の強化について (1) 災害の原因を無くす対策の強化に ついて (2) 災害発生時の救援体制の強化につ いて</p>	<p>教育長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

- 第二報第一号 平成二十九年五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について
- 第三報第二号 平成二十九年一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について
- 第四報第三号 専決処分報告、承認を求めることについて（平成二十八年五條市一般会計補正予算（第四号））
- 第五議第一号 五條市史編纂委員会条例の制定について
- 第六議第二号 五條市地域子育て支援拠点施設条例の制定について
- 第七議第三号 五條市男女共同参画推進条例の制定について
- 第八議第四号 五條市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う、関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第九議第五号 五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供の提供に関する条例及び五條市個人情報保護条例の一部改正について
- 第十議第六号 五條市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の全部改正について
- 第十一議第七号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 第十二議第九号 五條市税条例等の一部を改正について
- 第十三議第十号 五條市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第十四議第十一号 五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第十二号 五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第十五議第十三号 五條市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第十六議第十四号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第十七議第十五号 やまと広域環境衛生事務組合規約の変更について
- 第十八議第十六号 平成二十八年五條市一般会計補正予算（第五号）議定について
- 第十九議第十七号 平成二十八年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）議定について

- 第二十二 議第 十八号 平成二十八年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第二十一 議第 十九号 平成二十八年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定について
- 第二十二 議第 二十号 平成二十九年度五條市一般会計予算議定について
- 議第二十一号 平成二十九年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 議第二十二号 平成二十九年度五條市下水道事業特別会計予算議定について
- 議第二十三号 平成二十九年度五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第二十四号 平成二十九年度五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第二十五号 平成二十九年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第二十六号 平成二十九年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第二十七号 平成二十九年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第二十八号 平成二十九年度五條市水道事業会計予算議定について
- 第二十三 議第 八号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

五番	四番	三番	二番	一番
吉田	宗部	牧野	平岡	養田
		康	雅	清
正	寛	一	司	康

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太田
副市長	榎内
教育長	内田
理事（総務部長）	好成
技監	和田
市長公室長	八田
危機管理監	山塚
すこやか市民部長	坂本
あんしん福祉部長	稲口
産業環境部長	辻次
都市整備部長	河田

十二番	大谷
十一番	益田
十番	吉田
九番	山田
八番	福塚
七番	岩本
六番	窪佳

龍吉雅耕 実孝秀

事務局職員出席者

速記者	柳ヶ瀬	片山	辰巳	久保	竹本	農業委員会事務局長	上垣内	上田	中本	西峯	松本	松本	松本	泉谷	山本	和田	和井	松井	
事務局長					勝	土地開発公社事務局長													
事務局次長					治	企画政策課長													
事務局係長						秘書課長													
事務局主任						企業政策課長													
						会計管理者													
						水道局長													
						大塔支所長													
						西吉野支所長													
						総務部次長（財政課長）													
						教育部長													

午前十時零分開会

○議長（吉田 正）ただいまから昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程については、お手元に配布済みのとおりであります。
配布漏れはございませんか。――。
これより日程に入ります。

○議長（吉田 正）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

議員各位には申し合わせのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。
また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに、一番、養田全康議員の質問を許します。一番養田全康議員。

〔一番 養田全康質問席へ〕

○一番（養田全康）おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、一番養田全康の一般質問を通告のとおりさせていただきます。

まず大きな一番として、学校適正化についてであります。前定例会において私四つのお約束を教育委員会とさせていただいたと、そのように認識しております。

そのまず（一）現状の確認についてであります。まず一つ目になるのですけれども、学校の先生方、担任の先生であるとか生徒とまた父兄と直接携わる先生方についての説明会、また素案を使つての説明をすっかり今後やっていくのかどうかという趣旨で質問をいたしました。

その中で、検討いたしますということ、お話しいただいたと思うのですけれども、この件に関して、どのような対応になっておるか教えていただけますか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

各学校の教職員への説明については、三つの方法で周知しております。

一つ目は、校園長会を通して各校の管理職に説明を実施し、それを受けて校内で広めていただいております。

二つ目は、教育委員会主催の各種研修会、教育フォーラム等で適正化の趣旨についてその都度触れており、教職員へも直接周知を図っております。教育フォーラムは、平成二十七年年度、二十八年度に開催し、学校適正化に関する意識の向上に努めました。

三つ目は、教職員の意識や意見、望む教育施策などを把握することを目的にアンケートを平成二十七年五月に実施いたしました。アンケートは、学校適正化検討委員会における参考資料とすること、これからの学校教育に関わる重要な旨をアンケート用紙に記載して実施しております。

今後学校適正化の推移に合わせ、随時教職員への周知を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） まず、この三箇月間ですか、そのような担任の先生とかに対しての御説明というのはまだなされていないということですよね。そんな中ですけれども、校長会を通じて管理職に説明を行っておるといようなお話でありましたけれども、管理職だけなんですよね。再度確認しますけれども、管理職だけに御説明を行っているということでしょうか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

各校の校長先生、教頭先生に周知を図ったところでございます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 管理職だけやと、校長、教頭だけやという中で、二つ目にお話があった各研修会や教育フォーラムというような答弁でしたけれども、どのような研修会をなされて、どのような教育フォーラムがなされておったのか。

またその教育フォーラムに関しては、僕もPTAでおるのですけれども、PTAも参加した教育フォーラムのことを申されておるのか、それともまた先生単独でやられておるのか、その辺どうですか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

教育委員会主催の各種研修会の内容でございますが、学力向上委員会であるとか、教育講演会、教師塾等でございます。

また教育フォーラム等につきましては、対象は教員だけではなく一般の市民の皆様にも来ていただいて教育フォーラムを開催したところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 各研修会が行われたと、そんな中で例えば素案を使って学力向上ですか、委員会と違ってあるんですね、その中で素案を使ったような御説明、例えば統合することによって人数が増えて、学級数が増えて、切磋琢磨して子供たちの能力が伸びていくというような素案を使つての説明等あったかどうか、お願いします。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

素案を使つての説明はいたしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） あと、アンケートを二十七年五月にされておるといふことになっておりますけれども、この二十七年の五月にしたアンケートというのは以前資料でいただきました児童生徒数はどれくらいがいいですよとか、教室の数はこうやからというような基になった、あの資料提出いただいたアンケートかどうかお願いできますか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員おっしゃるとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康）ということは、僕前定例会でお話させていただきましたように、例えば各先生方ですよね、生徒と父兄に渡る担任の先生方に対しての説明というのは十分になされていないような形で取らせていただくのですけれども、その辺今後、管理職ではなくその先生方に対しての説明をきちっとしていくかどうか教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

学校適正化の推移に併せまして、随時教職員には周知を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） なぜ僕、ここまで申し上げるかというところ、まず父兄さんが一番最初に話を聞くのが担任の先生やと思います。その担任の先生からきちっとした答えが出ないと、皆さん不安になると思うのです。今現在そのような状態にあると僕自身感じておるのです。

そんな中で、一教員当たりの児童生徒数、奈良県で二十七年五月一日現在なんですけれども、小学校の教員数が四千八百九十五名で、一人の教員当たりの持つ児童生徒数が一四・七人、また中学校では二千九百七十六人の先生がおられて、一教員当たり一三・二人というような状態で推移しているようでありませけれども、五條市において一教員当たり子供の数はどれくらい持つておるか、分かれば教えてください。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

小学校で平均一〇・五九人、中学校で九・五五人、小中を合わせますと平均で一〇・一八人となっております

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 大体十人から十一人の間くらいと、小中学校もそういうふうな状態になっておるわけですよ。適正化が行われて、適正化が完了したときの先生が一人当たり、一教員当たり何人いるか、これ分かりますか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

まだそこまでは具体的には出しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） これ多分増えると思うのです。確実に。一人当たりの子供の数が増えていくと思うのです。この中でね、よく父兄さんから言われるのが、行き届いた教育であるとか、そういうところを心配されている声が多く聞かれたと思うのですけれども、今現在でもいろいろな市民の皆さんからの御不満を聞くのですけれども、しっかりと先生のスキルを伸ばして、子供を多く見らないといけない、これに対応をしっかりとできていけるのか、そのような先生に対しての指導であったりとかって、そういうところで今考えているところがあれば教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

今私、数字を申し上げましたが、一番大規模な小学校では十五人程度見ておるところでございます。そこで十分対応しておりますので、大丈夫かなと感じておるところでございます。（「一番」の声あり）

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 大規模な小学校で約十五名の子供を一人の先生が見ているということで大丈夫ということですが、言い出したらきりがなくらいね、細かいお話たくさん聞くのです。そんな中で、しっかりと先生のスキルを伸ばしていただかないと、大規模化したときの対応というのをきちんとなされるかどうかというのが心配になっておりますので、その前に例えば先生が適正化のことを聞いて、私ら何も分からないという答えがよく返ってくることはあるのですけれども、しっかりと周知、この素案の中身を周知していただく必要があると思いますので、是非再度検討していただきたいとお願い申し上げます、次に移ります。

次のお約束があったのが、統合が決まる前の段階で、保護者や地域の代表の中での協議会を組織して意見交換等、行政とまた教育委員会とさせていただけるのかどうかというようなことをお尋ね申し上げました。これも検討いたしますということで、止まっておると思うのです。これのように動いているのか、教えてください。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

計画作成までの協議会の設置につきましては、設置していくことは現在考えておりません。

説明会や意見交換会で意見をいただいているところですが、今後もさらにこうした機会を設けるなど、充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、計画作成後には統合協議会という形で統合に向けて御意見をいただきながら、具体的な協議を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）これも今の答弁では考えてないよということでしたけれども、説明会や意見交換会、こうした機会をこれからしていくようなお話でしたけれども、これ、出た意見は誰が集約するのですか。地域として集約する必要はないんですかね。その辺聞かせていただきたいのですけど、かなり多種多様な意見、賛成の意見もありますし、反対の意見もあります。この意見をまとめるのは教育委員会さんがまとめたいただけるのか、それとも地域でまとめる必要はないのか。合併するならば合併するで、その条件面が出てくると思うのですけれども、これに対しては誰がどのようにして、この協議会を設けない、合併するところ同士が協議会を作るとやるというお話でしたけれども、これは地域でまず協議会を作る必要があると思うので、僕お話しさせていただいたのですけれども、これどうですか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

統合協議会という形でさせてもらいたいと思っておるのですが、それぞれの校区から代表が出ていただきまして、統合協議会という形になるような考えをしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）統合協議会というのは統合が決まったところですよ。そうではないですか。統合協議会というのは、統合が決まったところ同士新しい学校に対してどうしていくのかという協議会を作るというニュアンスではないですかね。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

決まったといいますが、その計画案が出た時点で案に載っているのか、載っている学校同士の協議会というように考えておられます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）それは案なのか、それとも統合しますよと決まった時点のことなのか、それどっちですか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

計画案が出た段階でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）案が出たということはあれですかね、まだ変更があり得るという考えでよろしいですか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

今度出させてもらう計画案というのは、最終案になるというように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）最終案になるということは、統合が決まったもの同士のことですよね。その前段階で、例えば地域が、地域の残された小学校や中学校の施設をどう使うであるとか、その地域の条件面があると思うのです。例えば先日お話を聞いた窪議員の一般質問でも通学路の問題にかかしてほしい、これは地域の要望やと、僕思います。そういった問題を統合する前段階でしっかりと地域で協議する必要があると思うのですけれども、そういった協議会の場は必要がなくて、ただ地域の意見、個々の父兄の意見をばらばらに聞いている状態で、これ大丈夫で

すか、できますか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

意見交換会を行って意見を聞いているところでございます。その意見を集約してまとめてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）それはもう必要がないということですね、じゃあ。そのばらばらな個々の意見をまとめるのは教育委員会さんなり、行政サイドでやっていただけということでしょうか。地域としてはその条件面、じゃあ、どの案をくみ上げていくのかというのは、それはあくまでも教育委員会や行政が選ぶというようなお話でよろしいですか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

そのような条件面というのは統合協議会の中でも、また話し合っていかなければならない問題であるというように認識をしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）統合協議会というのは決まった状態ですよね。そういう統合が決まった状態ですよね。そうなるときに、じゃあ地域として最後まで残してくれという意見があった地域に対しては、この地域の意見を無視してしまうということですか。

その地域でね、最終的に条件面で合意できたらじゃあ統合しますよという意見も出ると思うんですよ。そういう意見も出る中で、その条件面を聞く前に統合が決まってしまうと、そのあとの統合協議会で話し合われるというのは少しちよつとずれがあると思うのですけれども。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

そのような意見というのは、今意見交換会をさせてもらいながら意見をお聴きしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） もう話、噛み合わないのです、これ以上質問しませんけれども、統合する前に地域住民のお話というのをきちっと聴くべきやと思います。今現在聴いてくれているのですよね。聴いているのだけれども、いろいろな意見があると思うんですよ。今反対の意見の方が多く中で賛成の意見の方もおられるというのはよく分かります。してほしい方もおられるのでしようけれども、なかなか言い出せないような現状になっていると思うんですよ。それってね、しっかりと例えば地域地域で各年代であったりとか、もちろん性別もそうですし、協議会を立ち上げてその中で地域としてこういう条件やったら統合しようという方向の部分もあると思うのですけれども、それをしっかりと地域で話し合うのをくみ上げていただきたいと思うのですけれども、それが今のこのばらばらな状態ではなかなか前向いて進まないなと思ったのが、僕の今の心情なんです、その辺だけはお話させていただきたいと思います。

そして次に、小規模特認校についてであります。

これね、多分いろいろ調べていただいたと思うんですけども、例えば天理市で、福住地区の学校が小規模特認校になったと、これは地域においてその福住地区だけが極端に子供の数が減ったというふうなお話であったと聞いております。そんな中ですけれども、これ天理市が出しているものなんですけれども、福住地区の定住や移住促進事業につながるのではないかと、最終そこにつなげたいと、小学校を小規模特認校にしたと、今年度八人の子供たちが見込めたという中で、定住促進事業、ひいては福住地区の子供たちの学習環境を守ると、成果が出れば拡大していきますよというふうなお話があるようなんですけれども、この小規模特認校に関してはどのような見解を持たれたのかお願いいたします。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

学校選択制特認校制は、小規模化する学校に市内全域からの通学を可能にし、児童生徒数を一定維持する制度で、近隣の幾つかの特認校についてその仕組みや導入の経緯を調べたところ共通点がありました。

それらの特認校は、当該市内の他の小学校から比較的離れた場所にあり、しかも著しい児童数の減少がその小学校の校区でのみ起こってきたという経緯があり、児童数の維持に向け市内全域からの就学が認められています。

五條市の場合、小学校は児童数が今後も減少する可能性があり、現状でも各学年で二学級以上ある小学校は八校中一校しかありません。そのため小規模特認校を置くことで、他の学校において適正な学校規模が維持できなくなる可能性も生じます。こうしたことから本市における小規模特認校の設置は慎重に検討していくべきであると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 例えば平成二十八年度現在で小学校の数、奈良県内で一千百三十四人減少しておると、前年度に比べて、平成二十六年に比べて平成二十七年はもう一千百三十四人も減ったと、中学校では九百四十四人、高等学校では八十二名減少というような状態で、毎年毎年少の数が減っていくというのは奈良県下でも、もう見て分かるようなデータで出ているようであります。そんな中で、例えば天理にしろ一部分の小学校が極端に子供が減ったという中で小規模特認校が認められていったというような状態でありまして、五條を見たときに特定の小学校だけが減ったというような現状ではないというようなお話だったと思うのですけれども、ただ大規模と小規模校の良さ、意見交換会でも御説明があったと思うのですよ。小規模はこんなメリット・デメリットがありますよ、大規模はこういうメリット・デメリットがありますよというような御説明があったと思うんですけれども、小規模を活かしたような学校編成、また大規模を活かしたような学校編成、これを施策と言ったらおかしいですけども、データも必要だと思いますし、子供たちの学力や体力が余りに変動しない程度で編成してやってみるというのも一つ大事なことはないのかなと。小規模の良さもしっかりと見直すべきではないのかなと思いますけれども、この辺りですか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

小規模校には一人ひとりに目が届きやすくきめ細やかな指導が行いやすいといったメリットもあることも承知をしておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） その小規模校の良さは分かっているのです。説明していただきました。意見交換会でも。これ今後また小規模校に対しても目を向けていただけるかどうか、その辺りですか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

これからの教育を考えたときに小規模校にあつてはグループ学習であるとか、グループ間討議などの協働的な授業づくりや教員体制などに課題もございます。そのあたりも検討しながら進めてまいりたいというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）小規模校の良さも必ずあると思いますし、認識していただいております。この辺またよろしくお願いしたいと、そのように思います。

（二）の最後になりますけれども、部活動についても少しお話をさせていただきました。今現在大勢の人数がいる部活動は中学校同士統合したりとかという中で頑張ってくれているように思います。

そんな中、中学校の部活動をしていただける土台を支える、例えば小学校であったりとかの競技人口についてもお話をさせていただいたと思うのですが、お調べいただいたかどうか、どうですか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市内の小学生について、現在教育委員会が把握している社会体育スポーツのチームへの所属人数は野球チームが三十九名、サッカーチーム四十二名、バレーボールチーム二名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）これ多分ね、どういう形で調べられたか分かりませんが、大きく違う部分もあると思います。例えばバレーボール、五條市で今競技やられている小学生って、二名しかいてませんか。……二名。はい。まずなぜ違うのが分かるのかと言うたら、野球チーム三十九名、これは絶対間違いです。今市内で二チームありますけれども、一チームだけでも、大きなチームの方だけでも三十五名ほどおられるのではないかな。多分人数の少ないチームでも十七名くらいおりますので、足し算しても合わないので多分違うと思うのですけれども。こう

した中で、競技人口を調べていただいて、そんな中で中学校、今現在の学校から統合します。統合をしたときに、ある一定規模の中学校ができた。教育委員会さんが今思い描いているような中学校ができたときに、例えば運動部幾つくらいと文化部幾つくらいが作れるかというのを検討されたこと、またこれくらいの構想になるのじゃないのかなというのを検討されたことがありますか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

クラブ活動について、どれだけクラブができるかというような検討は行っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 検討されていないということですが、やっぱり父兄さんに部活動できますよ、できますよって意見交換会や説明会でおっしゃっているのであれば、これくらいはできるのではないのかなと、子供が入る入らないは別ですわ。じゃなくて、これくらいの規模の部活動は保っていけるのではないかなって、これをしっかりと出すべきやと思いますけれども、その辺どうですか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

中学校での運動部員数というのは把握しておるところでございます。

説明会で説明させていただいておる内容につきましては、クラブ活動もできるような規模になりますというような説明をさせていただいておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） クラブ活動ができるような規模になりますよっておっしゃってくれているのは分かるのですけれども、例えばどれくらいの部活動の数をちゃんと確保できるのかと、子供たちが入ってくれる、入ってくれないのは別と思いますわ。ただ各中学校に問い合わせさせていただいたら子供たちがどれぐらいのパーセンテージで部活動、運動部に入っているのか、文化部に入っているのか分かんと思うのです。それをしっかりと調べていただいて、これくらいの規模の部活はしっかりと確保できるというようなプランを練って御説明された方がいいと思うので

すけれども、その辺はどうですか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在把握しております中学校の運動部員数を申し上げます。……………（「それは大体分かりますので。一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 私が申し上げたいのは、その一定規模、今現在はそうかもしれませんが、大体分かります、僕も中学校の子供がおりますので、部活動どこに何があつて、どれくらいの数なんやろなというのは大体分かるのですけれども、そうではなくて一定規模になったら、これだけ素晴らしい部活、五條市が頑張ってきた部活が復活できますよとか、そういうメリット部分も訴えていく必要があるのではないのかなと、その辺を申し上げているつもりなんですけれども、よろしく願ひしたいと思います。

（一）の質問、私四つお話しさせていただきましたけれども、できること、できないこと、あるのは十分承知するのですけれども……、僕各世代に子供おりますので、父兄の声をよく聞かせていただいているつもりであります。是非御検討いただきたいと、そのようにお願い申し上げます、（二）に移ります。

今後の予定についてであります。今後の予定なんですけれども、この前から回っていた意見交換会の中で、まず僕たち議会に対して説明のないまま回られて、何やら七年後をめんどか、一年間先送りしますとか、そういった話が次々と市民から聞こえるようになります、「養田さんどういう状態になっているの。七年後って何、」というようなお話をよく聞くのですけれども、この辺説明していただけませんか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

計画策定後のスケジュールにつきましては、全ての学校を同時に統合することは、使用する校舎や教職員の配置の都合上、困難であります。そのため計画の具体的実施に当たっては複式学級を有する小学校や学年が単式の中学校など、教育的観点上緊急性の高いと考えられる学校から段階的に進めてまいりたいと考えております。その際、校舎を改修する必要もあると考えられることから、工事期間等を想定して七年後をめぐりに整えてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、統合する学校につきましては、子供たちがお互い馴染むための交流をする期間を設けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 七年間をめどにするということですが、例えば七年間こういうスケジュールでいきますよというのを今おっしゃっていただけるかどうか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

適正化の最終段階としては七年後ぐらいに二つの学園の完成を目指したいと考えておりますが、差し迫って複式学級を有する学校であるとか単学級の中学校につきましては、早い段階から既存施設を活用しての適正化を進めて教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

ただ、校舎の改修工事等が伴いますので、現在五條市で進めている事業にも配慮しながら調査設計等を順次進めていくこととなります。二つの学園の完成は、したがって、七年後ぐらいがめどになるのではないかなと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 今前段階でいただいた答弁の大体そのままやと思うんですよ。七年間をフロー図にしたときに、これぐらいにはこれぐらいの統合があつて、これぐらいにはこれぐらいの統合があつてとか、ここはこうなるからこうなるんやというのは、言えるか言えないかということ、どうですか。そこまでまだ検討する……、七年間というのは誰が七年間と決めたのか。この辺どうですか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

七年と申しますのは、めどが七年ということでございます、検討したのは教育委員会でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 七年と言われるとね、七年後にはそうなるんだろうと思ひ描くと思うのですよ。七年をめどにと、この前も意見交換会でお

っしやっていたきましたけれども、じゃあ七年間こういうプランでいきますよというのが見えてこないから質問させていただいておるのですけれども、その七年間のプランというのは、今おっしやっていたいただいた御説明以外にできることはありませんか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

素案の段階のスケジュールにつきましては、組み立てているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 素案ではできておるけれども、今現在この場でおっしやっていただけのこととは。今おっしやっていたようなことだけということですかね。まだオープンにしているようなお話ではないという見解でよろしいですか。はい。

そうなったときによく意見交換会で、素案の中で答申を尊重してやります、こういうお話をよくいただけたのです。その答申で出てきたのは、一案、二案だけなんですよ、この一案、二案かしか出てきていなくて、答申を尊重します。こういうお話の中で、一案か二案を現実にやっっていくのか。それとも三案を提案していただけるような、またその編成の中で先ほども申しましたけれども、小規模校を残せるような案が出てくるのかどうか、この辺は御検討いただけるようなものであるのか、それとも答申どおりにやる、ここをもう決めていくのか。この辺どうですか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

答申とともに、今お聞かせいただいております意見も尊重しながら考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） それは第三案、第三案でなくてもいいですけれども、例えばしっかりと地域に対して条件の提示、地域、父兄に対して、学校がこの規模になればとか、こういう状態になればというような……、こうなってしまうと統合せざるを得ませんよというようなものを出せるのかどうか、どうですか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

素案の段階では原則として複式学級が生じないようにする、小学校二クラス以上、中学校二から三クラスを指すとしております。また計画案作成時にも統合のルールは必要になってくるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）統合のルールは必要やと、僕もそう思います。しっかりとルールを説明して、できないものはできない、できるものではない、ある程度の線引きも必要となってくると思うのです。それを早い段階でおっしゃっていただかないと、例えば七年、期限だけで切られますとこれはうちの子何歳やから何年後にこうなるんやから、このときにはもう学校ないんやなど、それだけの思いで進むのではなくて、例えばそこから夢のような話かもしれませんけれども、人口が増えていって子供の数が増えれば統合がなくなるだとか、そういう希望を持ったようなお話も出てきてほしいなど、僕もそのように感じてますので、しっかりとスケジュールであったり、ルールであったりとかそういうところを地域に対して示していただけたら、有り難いと思うのですけれども、どうですか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど申しましたように、本案作成時の統合のルールというのは必要ではないかなと考えておりますので、そのあたりの説明もしっかりとさせていただきますと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）よろしくお願ひしたいと、そのようにお願ひ申し上げます。

続いて、次の質問に移らせていただきます。

大きな二番、五條市の土砂等の埋立て等の規制に関する条例についてであります。

今、条例が制定されまして、そんな中ですけれども、五條市でも残土問題が大きく取りざたされております。僕が住んでいる地域でも残土

搬入があったりとかということ、地元の住民の皆さんが大騒ぎしたということもあるんですけども、今現在五條市の条例の基準ですね、その中で、一つ気になるのは面積が五〇〇平方メートル以上で五〇〇立方メートル以上の埋立て等をするときは、原則として市長の許可が必要だということなんですけれども、例えば五〇〇平米、五〇〇立米以下であれば許可なくできるのか、その辺どうですか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例におきまして、地目が農地以外の雑種地や原野などについては面積及び搬入量が許可要件を超えない土砂等の搬入行為に対し許可事項に該当しないことから計画書等の書類の提出は義務付けておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 五〇〇平米、かなり広大な面積だと思います。立米にしても五〇〇立米ですか、かなり大量の土砂が、例えば農地以外では埋立て等ができるというような状態でありますけれども、基準についてなんですけれども、例えば今五條市で行われている残土処分の中で許可要件以下ですね、五〇〇平米、五〇〇立米以下の残土について搬入の確認等をされておるのかどうか、お願いできますか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

五〇〇平方メートル及び五〇〇立方メートル未満の土砂等の搬入行為の確認につきましては、事前相談を受けた場合は事業面積や搬入量の確認ができる書類の提出を任意で求め確認を行っております。

また巡回や通報などにより残土の搬入を確認した場合は、こちらも任意ではありませんが、速やかに事業者に対し、既に行った搬入行為や今後の計画について書類などの提出を求め確認をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 五〇〇平米、五〇〇立米の場合は事前に要ると、以下の場合でも近隣から話があった場合はその現場に行つて、しっかりと面積、立米また測つて、また任意やけれども書類の提出を求めるといふようなことになっているのですけれども。例えば近隣からクレーム

が入ったといった場合、近隣から五〇〇平米、五〇〇立米以下やけれども、近隣から下に川があつてとかというような話があつた場合、業者に対してどういふような指導ができるかどうか、この条例の中で指導ができるかどうか、この辺分かれれば教えてください。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 一番養田議員の御質問にお答えいたします。

厳密に申しましたら、この条例の中では対応することはできません。ただやはりそういうふうな苦情といえますか、そういうものが発生しておりますので、やはり業者の方々にそういう行為が発生しないような話はさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） じゃあ五〇〇平米、五〇〇立米以上あつたときに、例えば行政に許可を取らなくてやっていたと、これが分かつた場合にはどのような対処、方法になりますか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 一番養田議員の御質問にお答えいたします。

五〇〇平米、五〇〇立米以上のことが確認できまして、まずは業者の方に出向きまして計画書等の提出を求め、許可を取るような指導をしていっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） その中で、例えば今残土を入れているのを止めるといふようなことは五條市としてできるかどうか、教えてください。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 一番養田議員の御質問にお答えいたします。

そのように止めることができます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番(養田全康) 止めることができると、安心いたしました。

その中で今聞かせていただいたら、農地以外でありました。これ農地に関してですよね。農地の場合どうなるか、農地法ですか、が掛かってくるかと思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長(吉田 正) 上垣内農業委員会局長。

○農業委員会局長(上垣内盛幸) 一番養田議員の御質問にお答えいたします。

地目が田などの農地の場合、三、〇〇〇平方メートル以下で、農業従事者が農閑期に行う農地造成につきましては、農地法の許可が必要といたしません。三、〇〇〇平米を超える耕作農地や遊休農地については、農地法第四条、第五条に基づく一時転用の許可となります。以上、答弁とさせていただきます。(「一番」の声あり)

○議長(吉田 正) 一番養田全康議員。

○一番(養田全康) 三、〇〇〇平米以下の場合、農地造成については農地法の許可は必要ないということでありまして、三、〇〇〇平米を超える場合の耕作農地や遊休農地については農地法第四条、第五条に基づく一時転用が必要になると、そしたら三、〇〇〇平米以下の場合に田や畑にね、例えば一〇〇平米の田んぼに残土一台入りしましたとなったときには、農地法は適用できるのか、できないのか、教えてください。

○議長(吉田 正) 上垣内農業委員会局長。

○農業委員会局長(上垣内盛幸) そのような行為があった場合には、農地許可申請の必要があります。

以上、答弁とさせていただきます。(「一番」の声あり)

○議長(吉田 正) 一番養田全康議員。

○一番(養田全康) 例えば田畑に残土が入った場合には、農地法が掛かるよと、それがたとえ一〇〇平米であっても一立米であっても掛かるよというようにすることで、農業委員会さんがストップを掛けられると、農地法を基にストップを掛けられるというような考え方でよろしいかどうか、お願いいたします。

○議長(吉田 正) 上垣内農業委員会局長。

○農業委員会局長(上垣内盛幸) そのような農地法違反等があった場合につきましては、土地所有者の意向を確認し、必要な指導を行いたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 五條市の中でもまだ多くの地域で、残土という問題の中で近隣住民はお困りのことだと思っておりますけれども、今このできた条例の規制、基準が今現在五條市にマッチングしているか、その辺どう考えられますか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 一番養田議員の御質問にお答えいたします。

この条例を昨年の六月議会で制定していただきました。それまでに種々団体等とも協議を重ね制定しておりますので、本条例は当五條市には適切な許可範囲で制定したと、そのように認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 先進地になっていっているのではないかなと、残土条例の中で規制ができて、先進地になっていっているのではないかなと。ある程度の、一定の規制は掛けられているのではないかなと考えるのですけれども。例えば市内の土砂の現状を見て、地域の話聞いて、条例改正等、今後ですよね、行っていくことは可能なかどうか。その辺どうですか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 一番養田議員の御質問にお答えいたします。

本条例施行後の現在の土砂の搬入状況は、大規模な搬入は行われておらず、許可要件に満たない小規模なものや農地への搬入が数箇所見受けられます。

本条例は平成二十八年十月一日に施行されたところでありますので、土砂の搬入状況を注視しつつ、まずは本条例を適切に運用してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例のあらましという中に、例外的に許可が必要なものの中に、④番、廃棄物の処

理及び清掃に関する法律の許可を受けた最終処分場、例えばこの最終処分場と言われるようなもの、今現在五條市にあるかどうか分かりますか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 一番養田議員の御質問にお答えいたします。

私、今最終処分場の数というのは把握しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） それともう一つ気になるのが、三、〇〇〇平方メートル以下の農地の造成で、良質土のものに限るといような良質土とあるのですけれども、この良質土というのは、これは五條市が見て五條市の行政が見て、良質土というのか、そうか例えば県の産業廃棄物対策課ですか、そこが見て土という見解なのか、この辺どうですか。

○議長（吉田 正） 上垣内農業委員会局長。

○農業委員会局長（上垣内盛幸） 一番養田議員の御質問にお答えいたします。

農地法の第四条、五条等につきましては、県の許可が必要となっておりますので、県の廃棄物対策室等の御指導を仰ぎ検討してまいりたいと思います。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 県になるわけですよね、県の廃棄物対策課さんが土だと言えば、土になるわけですよね。はい、分かりました。その見解で分かりました。

地域に合った、地域に則したような条例であっていただきたいと、そのように思いますので、またどんな問題が起こるか分かりませんけれども、その辺問題が生じた場合には地域に合ったような条例改正にしていきたいとそのようにお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

大きな三番、障害者雇用の取組についてであります。

この質問、僕はよくさせていただくのですけれども、身体障害者の方、また知的障害者の方に門扉を広げていただきまして、また雇用も生

まれるのではないかと、そのように思っておるのですけれども。

現在の取組がどのような形になっているのか、その辺まず御説明いただけますか。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十八年度の障害者の雇用に関する取組を紹介させていただきますと、身体障害者を対象として事務職一名の募集、知的障害者を対象としまして、事務職一名の募集を行いました。

採用試験の結果でございますが、知的障害者事務職一名を本年四月から採用の予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 試験はどのような形で行われておるのか、例えば学科があるとか、実地があるとか、その辺教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

試験の内容でございますが、身体障害者の方の応募はございませんでしたので、知的障害のお持ちの方、知的の方は一次試験が教養試験、二次試験で面接及び実地の試験を行ったところでございます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 身体障害者の方は応募がなかったと、身体障害者の方の採用試験の方なんですけれども、これは一般の採用試験と変わるものなのか変わらないものなのか、また知的の分は一般と変わるものか変わらないものなのか、この辺の違いを教えてくださいませんか。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

身体障害者の方の応募がございましたら、一次試験で教養及び事務適性検査を行う予定でございます。二次試験では小論文と個人の面接を行う予定でございます。こちらに関しては障害をお持ちでない方の試験と変わるところではございません。

知的の方につきましては、先ほど申し上げましたような内容でございまして、実地試験があるというところでいわゆる一般の方の試験の内容とは違うところでございます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） その中でね、違うところがあるという中で、採用の基準、例えばテストを行います、そのテストの中で、何点以上が合格ですよとかその基準の違い、一般との基準の違いはありますか。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

基準の違いというのはございません。採用試験委員会で判定をさせていただいております、委員会の決定で都度都度判断をしているところでございます。

以上です。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 知的障害を持たれている何名の方がこれを受けられたか、お願いします。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

知的の方、十名受験していただきました。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 十名受けられて、採用は何名ですか。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

採用予定は一名でございます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 採用予定が一名、この中で例えばテストですよ、テストの一次試験ですか、一次試験を通られた方は何名ぐらいおられるのでしょうか。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

一次試験合格者は五名でございました。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 五名の方が合格された、この合格された五名の中で差し支えなかったらいいのですけれども、五名の方の点数、これって答弁できますか。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

点数につきましては答弁を差し控えたいと思います。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 五名の方は同点数だったので、一次試験を通ったというような認識でよろしいですか。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

採用試験委員会で判定をした結果、上位五名を一次合格するというふうに決定いたしましたので、五名の方の一次合格というようにしてまいります。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康）点数の高い人から上位五名を採ったという認識でよろしいですね。はい分かりました。そして五名の方が合格されて、二次試験に行かれたと、二次試験では面接と実地やったんですかね、そのときに例えば二次試験の中の基準、ここを大事にしたというような点がありましたら教えてくださいいただけますか。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

いわゆる一般職として勤務していただくという予定でございますので、いろんな作業を、また面接を行いまして、市の職員として働いてもらうに一番ふさわしい、そういうふうな基準でもって判定をいたしました。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 今までなかったものが、一人の採用の予定があるということで大変有り難いなど、そのように感じるのですけれども、今後の予定についてなんですけれども、今後の予定の中で、今現在例えば年齢であったりとかそのような枠組みを設けているのかどうか、お願いします。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の募集に限って言いますと、平成二十八年度の募集では十八歳から三十五歳までの年齢制限がございましたが、次年度以降につきましてはまた新たに考えていくところになると思います。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 十八歳から三十五歳であったと、これってね、十八歳って高校三年生になるのですかね、高校三年生と社会人の枠の中であると思うんですけども、それはあれですかね、例えば社会人枠であったりとか学生枠であったりとかそういうような線引きはありましたか。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の採用に限っては、線引きはございませんでした。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 十八歳から三十五歳までで線引きがなかったということで、そんな中で、例えば社会人の方が働きながらそういう障害者の施設に行きながら上位五名に入るような高得点を取らなければいけないと、これは大変難しいことじゃないのかなと、ただその中で、社会に出て身に付けたそういう能力もあると思うんです。その辺もしっかり評価していただけるような形で採用を今後も続けていただけたら有り難いと思いますので、その辺をお願い申し上げたいと思いますけれども、その辺どうですか。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

養田議員の貴重な意見を参考にさせていただきます。ただ次年度以降の採用の仕方につきましては、先ほども答弁させていただきましたように試験委員会で決めていただくということになるので、その辺を御理解賜りたいと思います。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 障害の特性もあると思うんです。それを大きな一つの枠にしてしまうというのもなかなか難しいところがあるのかなと、そのように感じますので、今後その辺検討していただけたら有り難いと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後の四番の質問になるんですけども、五條市の魅力発信についてなんですけども、例えばUIJターンの中で、五條市は補助金を出してUIJ、五條に帰って来てくれたりとか、五條に来てくれたりとか、そんなを推奨して思うのですけれども、そんな中で、例えば来てても仕事がないと、他府県であれば仕事もあつせんしますというような自治体もあるように聞くのですけれども、その辺、五條市はどのような形で、例えば五條で起業、これから起業しようとしていく人の支援や補助、その辺どのようになっておるのか、教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

起業家への支援策のうち、本市における独自の施策は事業者が経営の途中で設備投資を図る際の融資制度、南都銀行・信用保証協会との連

携によるものや起業の準備に対する金融支援策については、奈良県並びに奈良県信用保証協会による融資制度を活用する方法があります。また奈良県よろず支援拠点、奈良県の中小企業、小規模事業者の経営支援相談の窓口で、中小企業、小規模事業者が抱える課題に対し具体的な解決策をワンストップで提供し、成果を出すようにサポートしてくれております。このように奈良県や商工会と連携を取り起業家への支援等を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 例えば五條市で起業に向けたセミナーをしたことがあるとか、そういった起業に向けての取組を何かされたことは今までありますか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 一番養田議員の御質問にお答えいたします。

私の記憶の中ではお店開きセミナーか、そういうのをやったような記憶がございます。ただ私の時代でございませんで、記憶が確かではございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） そんな中ね、独自の施策があるんですね、五條市には。五條市には独自の施策があるんですね。……独自の施策はありますか

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 一番養田議員の御質問にお答えいたします。起業家に対する独自の施策はございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 起業家に対して独自の施策はないと、そんな中で例えばこういう起業をやりたいというようなお話、五條市にいただいたこ

とってというのはありますでしょうか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 一番養田議員の御質問にお答えいたします。

企業観光戦略課におきまして、起業相談、平成二十八年度におきまして一件、平成二十七年度には二件御相談がありました。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 二十八年に一件と二十七年に二件あったと、このときにどのような対応をするのですか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 一番養田議員の御質問にお答えいたします。

このような相談に來られましたら、まず先ほど申しましたように五條市において独自の支援策はございませんので、奈良県の方でございませつか、まず、よろず相談支援拠点、そのようなところに行っていたかどうか、分かっている範囲であればすぐに奈良県の方の支援策の方を紹介したりとかそういうふうな対応を取っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） しっかりと対応してくれるところに対しての引継ぎというのはされているのかどうか、この辺検証したことがありますか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 一番養田議員の御質問にお答えいたします。

そのような確認をしたというのは、私のときではございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 二件と一件があったと、平成二十七年に二件、二十八年で一件あったという中で、お話をちょっと聞かせていただいたのが、県にありますよとか、商工会にありますよとかだけのことのようにございます。これしっかりとそういう機関と連携を取る必要があると思う

んです。例えば滋賀県の大津や草津の方では、各公的機関、また銀行等連携を取りまして、そういうあっせん等を行っている。また諫早市、長崎の諫早市ではセミナー、女性に向けての起業のセミナーがあるとか、各自治体力を入れて、これ人口減少を食い止めるとかってそういうところにもなってくると思います。また佐賀県の武雄市ではワンストップ窓口、相談に来られた方に対してワンストップ窓口を設けて、まずは市役所できつちりと受け止めるんだというような体制でやられていると調べさせていただいたんですけれども、この辺五條市でも今後の対応ですね、五條市で起業していただけたら税収も入って両得なんじゃないかなというふうに思うのですけれども、その辺どうですか、今後の検討。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 一番養田議員の御質問にお答えいたします。

奈良県内の市で独自でやっておられるところももちろんございます。そのようなところともまた一度話を聞きに行ったりしまして、また先ほど言いました起業家の方々が今後どのような形で数が推移するかというのも考えながら、将来は対応していきたいなと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 最後になりますけれども、例えば年間どれくらいの方が五條市で起業してくれているとか、そういうデータも取る必要があると思うんです。その辺取っておられるのかどうか分かりませんが、しっかりと支援策でしたりとか、考えていく必要があると思いますので、その辺のことをお願い申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田 正） 以上で一番養田全康議員の質問を終わります。

次に、八番、福塚 実議員の質問を許します。八番福塚 実議員。

〔八番 福塚 実質問席へ〕

○八番（福塚 実） それでは議長の発言の許可をいただきましたので、福塚 実の一般質問をさせていただきます。

まず一番、入学準備金について。二番、定住化対策について。三番、ごみ中継施設についての質問をさせていただきます。

まず一番の入学準備金について、これについて五條市の取組について質問させていただきます。経済的に苦しい家庭の小・中学生が学校に

入学必要とされる金額は、中一で制服だけでも約平均四万六千円、体操着や上履き、通学鞆などを含めると十万円以上も掛かるそうです。五條市では児童・生徒が入学準備のための費用を必要とする場合どのような制度がありますか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

五條市教育委員会では前年度の保護者世帯の市民税が非課税であること等の基準に照らし、経済的理由によつて就学困難な小学生・中学生の就学を支えるため、準要保護児童生徒を対象に学用品や通学用品、郊外学習や修学旅行等の費用を就学奨励費として補助をしています。

その内容の一つに、議員御質問の入学準備金に相当する新入学児童生徒学用品費があり、これを学用品や通学用品の購入費用の一部に充てることができます。

また経済的な理由により、高等学校や高等専門学校への進学が困難な新規中卒者に対して進学奨励支度金を給付しています。この制度は学校を通じて中学三年生の全保護者に周知しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） その就学のためのお金、まあ渡すんですけれども、時期はどれくらいになるのですか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

支給開始時期についてでございますが、新入学児童生徒学用品費は他の就学奨励費と同じく入学後の十月に支給、高等学校等進学奨励支度金も九月に支給しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 今五條市の取組について大体分かりましたので。

それでは次に、（二）の小・中学校・高等学校の入学準備金について質問させていただきます。

先ほど高校等の入学の話もあつたのですけれども、先ほど言ったように、十月と九月に支給されているということですので、今一番問

題視されているのは、ここ最近、経済的に苦しい子供の、家庭が貧困で入学をあきらめざる子供もいるということです。それは就学援助の一環で経済的に苦しい家庭が日本全国で小・中学生約百五十万人に支給されているそうです。入学前に必要とされるお金が準備できない家庭もあるからです。

私が調べた朝日新聞のまとめでは、少なくとも全国の市町村が入学後から制服購入などで出費がかさむ入学前からの支給に変更しているのは約八十市町村区が前倒しして支給しているということです。子供の貧困が問題化する中、五條市も早急に取り組むべきだと考えますが、その点についてお答えください。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

現在、支給時期については前年度の世帯所得が確定してからとなっております。しかし議員御指摘のとおり全国では前前年の世帯所得を基に対象世帯を決めていることは把握しております。

今後、本市においても新入学児童生徒学用品費については、同様の決定ができるかどうか、関係機関とも協議し、研究を進めてまいります。なお高等学校等進学奨励支度金については、生徒の在学が前提になることから入学後の支給となります。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） この入学準備金というのはね、五條市が九月、十月に支給しているというのは、入学してからは間に合わないと、一番お金が掛かるのは入学当初、私も子供を抱えておりますけれども、学生服であったり鞆であったり、また部活動をするのであったら部活動の備品等も大変お金がかさむという中で、約八十市町村区が前倒しと、大体入学準備金を渡す時期を九月、十月に渡していたものを、二月、三月に支給するという制度になって変えてきているようです。

また補足ですが、今年度から小中の両方、またはいずれかに前倒しして支給すると決めたのは、全国で六十市町村区あるそうです。やはりこういう問題は各市町村、子育て支援にもなるのですけれども、このような制度を早急に五條市も取り入れて、やはり子供たちのことです、子供たちが公平公正な形で気持ちよく小学校・中学校・高校というふうな形で入学できるように五條市が助けてあげるのが本来の五條市の在り方ではないかと、私は考えております。

また高校につきましては、高校に補助金を出すというのは、五條市に住宅を置いてそこから通学している方に高校入学前に入学準備金というの渡すという形を取っているのですけれども、今後五條市がもし取り入れるとしたら、どれくらいの時期でこれを検討して取り入れていくのか、ちよつとお答えください。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほど答弁させていただきましたように、新入学児童生徒学用品費につきましては、同様のことができるかどうかというのは近々に調査をしてみたいと、研究をしてみたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 早急に取り組んでいただきたい。全国で八十市町村区、また本年度は六十市町村区が取り入れているということなので、五條市も努力をよろしく願います。

それでは二番の定住化対策について質問させていただきます。

まず、（一）の五條市の取組について質問させていただきます。日本全体で人口減少時代に突入し、特に地方における過疎化、少子化、高齢化が急速に進む中、住民が定住あるいは移住者が転入してもらうには要因を調査し地域社会が持続可能な条件を分析することが必要です。

五條市の人口定住化を促進する施策はどのような取組をしているのかお答えください。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市では平成二十七年から若い世代が五條市に住み続けるといふことを支援しようと、五條市新婚世帯住宅取得補助金交付事業や市外からの転入を促すという目的で、五條市UIJターン住宅取得補助金交付事業を行っております。

二十七年における実績でございますが、新婚世帯住宅取得補助で二十一件、UIJターン住宅取得補助金交付事業で十八件の実績がございます。

また平成二十八年度でございますが、二月末現在で新婚世帯の関係が十四件、UIJターンの関係が九件の実績がございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）二十七年の新婚世帯のサポートもしているということですが、それはどのような形のものをしているか。ちょっと待ってくださいね。その辺はよく分かるのですけれども、五條市の取組で説明していただいて。

私調べて、株式会社NTTデータ経営研究所の調査では、市町村規模が小さいほど同じ地域で暮らし続ける人の割合は少なくなってきて、またIターン、Uターンのきっかけは仕事、地域からの勧誘活動や熱意、自然環境、地域環境の良さのアピールなどの姿勢が必要とされるそうです。また移住定住施策で最も効果があるとされるのは、子育て支援、保育所・保育園・幼稚園の整備、医療支援、出産祝い金等となっているそうです。次いで、医療機能の整備、観光交流となっています。五條市においても、アンケート調査などをして改善策を考え定住化してもらえる施策をお願いしたいという現状ですけれども、次いで二の新婚世帯のサポートについて質問させていただきます。

公室長も新婚所帯の部分についても触れておられましたので、新婚世帯のサポートについて、先ほどお話した内容に準ずる部分があるのですけれども、Iターン、Uターンのきっかけにもなる新婚世帯のサポートが重要だと考えます。五條市の状況を再度お答えください。また五條市の取組についても、あればよろしくお願いします。

○議長（吉田 正）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど私答弁申し上げました新婚世帯へのサポートなんですが、住宅取得補助につきましては、住宅を購入した場合に限って、もしくは自分の資金で増築した場合に限っての補助金の交付ということでございます。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）言うたら住宅補助という形で購入、増築した場合の補助ということでございますけれども、大阪市等で今やっているのは、分譲住宅を購入する新婚世帯を対象とするローン残高に対する利子補助を行う制度を創設、検討というふうに、ローンに対しても検討しているという、大阪の方ではね。そういう取組をしているそうです。また平成二十四年十一月から新婚子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補助制度、夫婦共に四十歳未満かつ婚姻五年以内の世帯を対象に拡充実施を大阪の方でしているそうです。

五條市についてはその辺の、先ほど言われた住宅補助、ローン補助と、そのようなものもあるかどうか、また検討する余地があるのかどうか、お答えください。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

現在のところ先ほども申しましたように、住宅を取得したその取得に対して一定程度そのときに資金が必要であるということで補助をしておるといところでございます。今議員がおっしゃいましたローンに対する補助というところは現在のところ考えておりません。

以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 住宅取得、また購入というのは五條市に住んでおられて、家族等がおられて、限られた人数しかおらないと思うんですよ。やはり新婚世帯、また五條市に移住して来られて、仕事の都合上移住して来られて、新たに家を購入するというのはなかなか難しい、またローンも三十年ローン、三十五年ローンというような大きな負担を背負って五條市に住宅取得するという方がおられると思うんですけどもね、その方々のために少しでも五條市に定住してもらうために、大阪市はこのようなローンに対してでも、分譲住宅購入融資利子保証制度とかを今取り入れているようにございます。また茨木県石岡市では、定住化対策で市内の民間賃貸住宅にお住まいの新婚世帯の家賃の一部補助もしているそうです。ほかでは佐賀県、去年私ら視察にも行かせてもらったのですけれども、多久市、過去一年以内に婚姻届けを出された新婚世帯、夫婦いずれも四十歳未満などがあります。ほかには兵庫県南淡路市、福岡県みやま市、そのほか多数の少子化対策、定住化対策の観点から魅力ある取組として取り入れています。また晩婚世代と言われる時代背景も考慮して、年齢の上限の見直しも考えている、定住促進を考えているところもあるそうです。できることなら現在五條市にお住まいの新婚世帯Ｉターン、Ｕターンのサポートも考慮して何とかやっつけていただきたいと思うのですけれども、この新婚世帯の民間住宅の婚姻住宅購入だけではなくて、新たに民間の借家、アパート等をお借りしたときに、家賃の一部を補助するなり、そういうふうな取組をしているところがたくさんあると思うのですけれどもね。佐賀県多久市では、五條市と余り人口が変わらないところでした。そのようなところでもこのような定住化対策、少子化対策を含めた中でこういうような取組をしているのですけれども、その辺どうなんでしょうかね。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）八番福祉議員の御質問にお答え申し上げます。

今議員がおっしゃられました住宅物件を借りる新婚世帯への支援といたしまして、敷金や仲介手数料など新たに住宅物件を借りるために必要となる費用などの一部を補助する結婚新生活支援事業につきまして、平成二十九年度から実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福祉 実議員。

○八番（福祉 実）今部長がお答えになられたその制度はいつからするということふうに分かっているのか、お答えください。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）八番福祉議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十九年度から実施したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）傍聴人に申し上げます。御静粛にお願いします。八番福祉 実議員。

○八番（福祉 実）すみません、もう一度何年からですか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）八番福祉議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十九年度から開始したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福祉 実議員。

○八番（福祉 実）先ほど言わせてもらったんですけれども、二十九年度から新婚世帯の定住化対策のために、民間住宅にお住いの新婚世帯の家賃の一部補助、敷金であったり礼金であったりするような補助も五條市も考えて二十九年度から取り入れたいという話なんですけれども、二十九年度からスタートということで、二十九年度以降に結婚された方等の補助なんですか。その辺お答えください。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）八番福祉議員の御質問にお答え申し上げます。

現在予定しておりますのが、平成二十九年四月から平成三十年三月末までに結婚された方を範囲とすることを予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）よそで取り入れているのは、定住化対策、新婚世帯というのは少子化対策、そして地域活性化にもつながるといって取り入れているところがたくさんあるのですけれどもね、先ほど言わせてもらった佐賀県多久市では過去一年にさかのぼってとか、兵庫県淡路市とかみやま市でも過去をさかのぼって過去五年以内に定住されて新婚世帯でおられるという方の、実施時期は少し違うのですけれども、過去何年という形で取り入れているのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

現在のところさかのぼるということは予定しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）何でね、よその地域で過去という形で取り入れているかというのと、結婚なされてそこにお住まいの方々が出産等で子供ができたときに子供が賃貸住宅で住むときに落ち着くまでの間という形で過去何年という形でするわけですよ。落ち着くまで三年以内とか三年間、五年間見ているところがあるので、五條市もやはり五條市に現在お住まいの新婚世帯等も含めてサポートしていくという大きな温かい気持ちで見えていただくためにも、やはり他市のように過去にさかのぼった形でも取り入れていくべきだと思っておりますけれども、その辺はどうですか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市で予定しております事業が結婚されて新たに住宅物件を借りられる当初の敷金ですとか礼金ですとか、一箇月分の家賃、それから引越しの費用というのを想定しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）よそで取り入れているのを私、ずっと調べていたのですけれどもね、一箇月間だけではなくて三年間とか二年間とか、短いところで一年間とか、そのような形で家賃の一部を補助、上限決まっているんですけどもね。そういう形で取り入れているところがたくさんあるんですよ。私もまたこういうような形でいろいろ調べて、やはり五條市のために若い世帯が五條市に、もし結婚されて五條市に移住をされた場合一が二になるのですよ、子供が生まれたら三になるのですよ。やはり五條市に定住化、また少子化対策にも大きな貢献という意味でこれは大きく取り入れていくべきだと私は考えているのですね。できることなら今現在五條市にお住まいの新婚世帯、Ｉターン、Ｕターンのサポートも考慮して、前倒ししてでも市民に優しい施策にしていきたいと思うのですけれども、その辺考慮する予定ございますか。またこれは五條市の活性化につながる将来的に未来ある施策だと考えるのですけれども、どうですか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

現在のところは先ほど申し上げたような事業の予定となっております。

今議員に貴重な御意見をいただきましたので、今後の検討課題とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）しっかり考慮していただいて、やはり五條市に新たに入って来られる方、今現在新婚としておられる方のサポートも含めて五條市として考えていくべき、これが一番平等公平な取組だと思っております。その辺も考慮してよろしくお願いしておきます。続きまして、三番のごみ中継施設について質問させていただきます。

（二）の進捗状況について質問させていただきます。今現在の状況についてお聞かせください。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）八番福塚議員の御質問にお答えいたします。

現在、ごみ中継所の進捗状況でございますけれども、昨年十一月から地元の方に交渉に入りました。それでまたその後十二月、一月に掛けてまして、単位自治会の方にもまた説明をして、今交渉を行っている途中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）それでは今、その単位自治会の交渉に行っているということで、順調に進むことを願うばかりなんですけれども、広域化が決まっていますから、これまで約五年間の時間が経っているのですね。過去五年間の取組について教えてもらえますか。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十四年八月三十一日、やまと広域環境衛生事務組合発足後、みどり園での焼却施設運転の延長と中継施設建設の検討と協議に入りました。協定書には「協定期限後速やかに更地とし、緑地公園等の公共施設を検討すること」となっていたことなどから、合意に至ることはなく、中継施設建設期限が迫る中、早く選定する必要があったため、みどり園での中継施設建設を断念いたしました。その後、土地形状、面積、土地取得価格等を総合的に判断し、事前に候補地として選定した三地区へ順次協議に入りましたが、いずれの地域も民家が隣接する等の課題があったことなどから御理解を得ることができませんでした。

そうした中、再度建設用地の洗い出しを行った結果、諸条件を満足する現在の候補地を選定し、地元住民の方々に御理解を得られるよう説明会を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）みどり園での中継施設を断念した時期はいつですか。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）八番福塚議員の御質問にお答えいたします。

平成二十六年の十一月ごろでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）二十六年十一月ごろに断念して、そうした中また三地区の候補地を選定したとなっておるのですけれど、その三地区の候補

地の試算、まあ言ったらどれぐらいの金額を予定していたのか、教えてもらえますか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 八番福塚議員の御質問にお答えします。

私、言い間違いまして、みどり園の交渉を断念いたしましたのは、平成二十七年の十一月ごろでございます。申し訳ございません。

今の質問でございますけれども、候補地につきましては土地の買収価格、造成費、建屋がある場合にはその解体費、上下水道、進入路の整備に掛かる費用等を概算し、一億から二億円程度の費用が掛かるものと想定し、これらに加えて近隣に民家が少ないところを選定しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 各三地区の候補地、試算等、建設するに至っての上下水道、もし建屋等があった場合の撤去とかがあるのですけれども、三地区候補地を挙げた中で、大体この土地ではどのぐらい掛かるという試算の中で選定に至ったと思うのですけれども、その三地区、場所の特定は結構ですけれども、大体第一地区、第二地区、第三地区でどれぐらいの建設費用、予定をしていたのか教えてもらえますか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

まず本体の建設費用につきましては、どの地区でもまず変わることが少ないかなというふうに思っております。

あと地区ごとにですけれども、やはり諸条件が違いましたので、費用といたしましては、言いました当時の金額で約六億円から七億、その程度が総額として掛かるのではないかという算出をいたしました。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 各地区候補地の試算、六億か七億、その程度、その三地区では掛かるだろうと見越していたということなんですけれども、私ね、前の三月にこのような一般質問をさせていただいたときに、去年ちょうど一年前なんですけれども、それから九月ごろでしたかね、質問もさせていただいたんですけれども、大体建設費用、田原本で八億二千九百万だったですかね、その辺うる覚えなんですけれども、その

建設費の半分程度のお金が必要やということで答弁いただいたと思うのですけれども、八億の半分やったら四億から五億、それが六億か七億を、造成も含めての試算ということなんですけれども、今現在私、前にも一般質問でごみの中継所のことを質問したときに五億から九億という話になっていたと思うのですけれどもね、当初四億から五億やったやつが五億から九億と、大きな開きがあるのですけれども、その辺についてどう説明していただけますか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど申しました試算の分につきましては、当時その程度掛かるかなということでしたですけれども、田原本、それから物価の上昇、それとただ大きく見たら先ほど言いました九億ほど掛かるかなというのも思っておるんですけれども、実際私どもの財源の事情でありますとか、その辺も考えてできる限りコストを安くしていきたいというような思いの中でやっております。

費用的なものは今後どうなるかというのは現在、来年度ですか、建設の方の試算を出しますので、もう少し先には明確な数字が出てくるかなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） ということは、田原本で建設したところを私たちも見に行かせてもらったのですけれども、ああいうバイパス沿いの好立地な場所でも八億二千万ほどで建設できたと知っているんですけれどもね。五條市、また土地取得する、今五條市の、ちよつと私も聞いたんですけれども五條市の市の土地ということで検討に入っているということなんですけれども、市の土地を取得して、そして建設費が五億から九億と、まあいうたら田原本は八億できておると、五條市が規模的には小さいもの、半分程度のものというふうには前は聞かせてもらっていただけですけれども、それでも五億から九億ほど、ちよつとおかしな試算になっているように思うんですけれども、その辺細かく説明していただけますか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 八番福塚議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたような数字につきましてはあくまでも試算でございますので、現在まだ正確に出ておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）やはり議会で言われたように、半分程度で収まるのであれば半分程度に収まっていたきたい、それが私の気持ちであって市民のためになると思います。

またちょうど一年前、三月議会で、ちよっと話が戻るんですけども、ごみ中継施設がやまと広域衛生事務組合の操業までに間に合うと答えさせていただいたのですけれども、これは去年の三月の議会広報でも掲載して市長が操業までに間に合うと、去年ちょうど一年前にお答えいただいたんですけれども、その当時の間に合うといった根拠はどこにあったのか教えてください。

○議長（吉田 正）太田市長。

○市長（太田好紀）八番福塚議員の質問にお答え申し上げます。

私は間に合うとは言っておらないと思います。明確には確認していただいても、努力をするということでお話しした経過があったと思います。

以上です。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）三月議会で操業までに間に合うというふうに答えたとは私は採っておるのですけれどもね。その誤解というよりは、私は市長が間に合うと言ったのを信じておりましたよ。それは市長が努力目標やったということで、まあ理解させてもらいます。

五年間、決まっちゃからね、具体的な計画もなく、現在に至った、これを今から建設しても六年ほど掛かるという話ですね、田原本は約二年後でできておるんですよ。そのような今現状についてどのような考えで、どのような認識でおるのか、市長お答えください。

○議長（吉田 正）太田市長。

○市長（太田好紀）八番福塚議員の質問にお答え申し上げます。

現在中継所におきましては、地元に入り調整を行っておりますけれども、時間的にまだ掛かるというのは当然であろうかなと、現実に四月からは御所の方に移行しますので、その間当然中継所はございませんので、現在のところをお願いするという形になってくると、そういうふうに考えております。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）田原本と大きく違うのは、平成二十四年の八月三十一日にやまと広域衛生事務組合を発足して、そして現みどり園での中継所の建設を断念したのが二十七年、この三年間のロスがあるのですね。三年のロス、それからまた新たに三地区と協議に入っている折衝してきて、それからまだ二年、まだそして場所も確定していない、このずるずると言ったら、行政の努力も無にならないのですけれども、何でこれだけ遅れているのか、具体的な原因、もし分かっておれば教えてください。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）八番福塚議員の御質問にお答えいたします。

やまと広域に参加するというのが決まりました、その後中継所の方の選定をいたしました。まずそのときに市民の方々から現みどり園での中継所を建設していただきたいという声がありました、それに市いたしましたでも協定書等々はありましたですけども、検討した中で、地元の方々にどうか御理解を得られないかというようなことで、その場所で二十七年の断念するまで協議をいたしました結果、今現在のこのような状況になっておるといふことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）何回も同じことを言うのですけれども、やまと広域衛生事務組合に行くとなつたのは、地元三地区の協定書があつたから行くんですよ。それは皆さん理解していると思うんですけどもね。その協定書を遵守するためにやまと広域衛生事務組合に行くとなつたんですよ、そしてそのときの協定書の内容が更地にして返すというのが約束やつたんですよ。それをね、その根拠がありながら、向こうに持つて行くと言いながら中継所をみどり園に置いてくれと三年間協議したというこの矛盾を教えてくださいよ。市民が置いてくれと言ったから、それやつたら向こうに行くと言つた時点で置いてくれという意見もあつたでしょうが。行くように決めてから何でその協議に入っておるんですか、その辺教えてくださいよ。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）八番福塚議員の御質問にお答えいたします。

私もみどり園につきましては、あくまでも焼却施設という認識でおります。また中継所におきましては、ごみを燃やしたり灰が出てくる

というようなことではございませんので、そのため環境の悪化ですか、そういう部分、健康被害などが発生しないと考えて、まずちよつと建屋としての位置付けが違うという考えの中でお願いをしていった次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）ということは、その三地区にはこれからみどり園の焼却施設がなくなって、リサイクル施設もなくなって、ここは綺麗なところになりますよと言って、御所に、やまと広域に行きながら、その行くと決まってから中継所の協議に、またその地元三地区に入ったという事で理解させてもらってよろしいですか。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）八番福塚議員の御質問にお答えいたします。

私も言うっておりますのは、まず中継所、みどり園でございますけれども、みどり園と今言いましたように施設の目的が違います。それで行くと決まって更地にすると言いながらではなく、最終的には行くと決まる時点では中継所は必要やという認識を持っておりまして、その部分でどうにかみどり園のところがいけるものであれば、いかせていただきたいという思いも多少があり、それと市民の方々の声が大きかったということを重視いたしました、そのようなお願いを三地区にしていまいりました。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）だからそれは二十四年にやまと広域衛生事務組合に行くこと決まってから、その地元の中継所を置いてくれと言っていたのか、二十四年八月に決まるまでに、もしかしたらここに中継所、さらに延長して綺麗なもんやからここに置いてもらわれへんかというそんな話があったのですか、地元三地区に対して。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）八番福塚議員の御質問にお答えいたします。

そのような資料は、文書としては残存しておりません。
以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）あのね、これ五年間ずると場所も決まらず来ているわけですよ、田原本は発足二年後、着工してしゅん工してちやんとできています。何でこれだけ掛かるかというのを、市民、住民、生活に直接影響を及ぼすこの事案がまだ解決できていない状況、市長、どう考えられるんですか。お答えください。

○議長（吉田 正）太田市長。

○市長（太田好紀）八番福塚議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

大変努力を今日までやってきたと、ずるずると言い方が福塚議員からもありましたけれども、私たちは精一杯の努力をして今日までやってきた。いろんな考え方があろうし、地域性の問題とか、また三地区に対して今日までの協定書は大変、私も行かせていただいて大変な御苦労を掛けた、大変な迷惑を掛けたという一つの流れから今後どうしていくかという一つの流れで、しかしながら特に直接持つて行かれる方というのは田園地区が一番あのエリアでは多いというそういう観点から、どの場所にするのがベストであるかという、そういう観点からまずは再度先ほど部長からお話あったように、ごみの焼却施設という位置付けではなく、また中継所という位置付けの新しい考え方の中でのお願いをするというそういう過程の中で進んでいったと記憶しています。そんな形の中で、いろいろと総合的な判断をした。これは公平性、平等性、これはこのエリアだけでなく今五條市でいろんな全体の事業をしている中においての今後の形を踏まえてどうするべきか、それとこれから財政状況が厳しい中において一番ベストな形はどうであろうかということを総合的な判断をして、そういう形の中で現在進んでいると、実際のところ今地元に入っておりますけれども、まずは私たちの公的な土地を利用してやっていこうということで最善の力を尽くしているという、そういう状況であります。

以上です。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）市の場所ですというふうには頑張っているのはよく分かりましたんですけどもね、努力した努力したと言っても五年以上掛かっているんですよ、これから建設に入ったとして六年、ものすごく仕事が遅い、遅い。先ほど言ったように、これだけ遅れるということ、今現状みどり園で操業しているんですけども、みどり園の協定書で更地になると思っていた地元の、今現あるみどり園近隣の三地区に、今現状況でも大変御迷惑を掛けているという深い認識の下、五條市、早くこれを改善して前向きな形で、きれいな形で返していただいて、そし

てきれいな形で使っていただくというふうには早く努力しなければいけないと私は思うんですね。五年遅れて、またこれからまだ場所も決まっていないうちでこれから建設したかって、さらに一年遅れて六年掛かるんですよ。これを早く改善するのが行政の仕事であって、六年掛かっているのを恥じてやね、努力したかってできていかなかったらできていない、これは六年待つてくれなくて、ごみみたいな六年待つてくれないのですよ、ごみは毎日出てくるんですよ。その辺しつかり認識して仕事をしないと、私もみどり園が広域になってからどういうような形になっていくか、市長もやまと広域衛生事務組合に行ったときに、各町村ずつと回って、説明会に回りましたやん。夕方からでもね、毎日のように各地区あれ大変しんどかったと思うわ。その中でもね、ちゃんと市民に密接したこの中継所というの早く決めないと、やはりこれみんな市民が直接影響するので皆さん心配しているのですよ。早く決定して、早く、まあ言ったら市長がトップセールスで地元で説明行くなりして理解が得られるように、前のみどり園、今田市長が地元で説明に行つて理解を得られるまでに何十回と行ったと聞いています。市長も自ら足を運んで、これは市民に、五條市全体に影響を及ぼすことなので、皆さん何とか御理解くださいって、自ら足を運んで頭下げをお願いするなり、そういうふうな形を取ってくださいよ。その辺どうですか。

○議長（吉田 正） 太田市長。

○市長（太田好紀） 八番福塚議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

私が行くべきときは行かせていただきお願いしますし、その辺の対応をきちつとさせていたきたいと思っています。

以上です。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） まあ、この問題早く解決できるよう、五年以上掛かっているんですからね。

以上をもちまして、福塚 実の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田 正） 以上で八番福塚 実議員の質問を終わります。

昼食のため午後一時半まで休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩に入る

午後一時二十八分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

十二番、大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず五條市の少子化対策の充実についてということで、二点ございますけれども、まずこの質問の必要性を明らかにしておきたいと思いません。

その一つは、厚生労働省がこの間いろいろ調査しておりますけれども、子供の貧困率が過去最悪になっておりまして、全国平均一六・三パーセント約六人に一人が貧困になっているという、こういう調査結果を発表しておりますけれども、子供の貧困ということはつまり保護者の仕事、収入の不安定ということになるわけです。したがって、それに関連して高校をせつかく入学しても中退される方も経済的な事情、その他の事情で大変多いということが、この必要性のまず一つであります。

そしてもう一つは、出産や子育てを支援する一般財団法人がこの間子供の出産について調査をされておりますけれども、結婚されて一人目の子供さんを作られても二人目を作る上において、大変な悩みになっている一番が経済的な理由と、教育費が高く付くということが調査結果で出ております。こういったことを、必要性があるという根拠を基に質問をさせていただくことになるわけでありまして、まず（一）高等学校卒業までの医療費の無料化についてでございますけれども、五條市も理事者、議員の要求によりまして、現在ゼロ歳から中学校卒業するまで通院、入院共無料にしております。しかし窓口の支払いは、いったん全額を払って後でお返しするという償還払であるわけですが、先ほど申し上げました高校生の中退状況等々から考えますと、さらに高等学校卒業までの医療費の無料化をやらせていただくべきではないかと、これをやるとなれば確か現在、県の補助も国の補助もありませんから五條市の市単でやらなければならないということになると思えますけれども、奈良県下では奥地十津川、下北ですか、上北ですか、の自治体はもう既に何年前からやっておりますけれども、最近では吉野町、そして山添村がこの三月議会の予算として、今まで高校卒業までの医療費を無料にできていますけれども、この三月

議会の予算には二十歳まで無料にする予算を上げています。こういうふうに必要な性に駆られまして、過疎をなくし、人口を増やし、少子化をなくすために財源は大変ですけれども、こういうふうには頑張っている自治体がありますから、五條市もやはりできるだけ早く高校卒業までの医療費の無料化に踏み切るべきではないかということを強く申し上げる次第でありますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正）坂口すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（坂口慎一）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市の子供医療費助成制度は子供の健全な育成と発達を願い、また若者の定住促進に資するため制度の充実を図ってまいりました。

五條市では平成二十四年度に県補助金交付基準である所得制限を撤廃し、平成二十六年からは就学前までの通院医療費の助成を、市単独事業で小学校卒業まで拡大し、入院医療費につきましては県基準に基づき中学校卒業まで拡大いたしました。

さらに二十八年度からは県基準に小学生と中学生の通院医療費が加えられたことに伴い、本市におきましても通院医療費の助成を中学校卒業まで拡大し、その一部負担金においては、県基準一診療報酬明細書当たり一千元のところを五百円としております。

高等学校卒業までの医療費助成の拡大につきましては、子育て支援の充実を推進していくことは重要であると認識しておりますことから、平成二十八年度より中学校卒業までに医療費助成を拡大したところでございますので、現在の医療費助成を継続しながら子育て世代が抱える問題や現状を精査し、他の子育て支援策を含めた中で総合的に考えてまいります。

国における子供医療費助成制度につきましては、以前にも答弁いたしましたとおり、全国市長会を含む地方三団体等から制度の創設の要望が行われているところで、今後国の方針を注視しつつ実現されるまで関係機関と連携し要望活動を続けてまいりたいと考えております。

子供医療費の窓口無料化につきましては、国民健康保険、国庫負担金の減額調整の対象となっており、平成三十年より未就学児までを対象とする乳幼児医療費助成について対象としない見直しが行われますが、昨日の一般質問の答弁をさせていただいたとおり、県下市町村の意思統一と関係機関による合意形成が必要であると考えております。

今後は窓口無料化の実現に向けて、県市町村を含む関係機関と連携し協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）少子化対策、子育て支援、人口増対策、いろいろたくさんやらなければならないことがありますけれども、総合的に検討

されることはいいことですが、やはりまず命と健康を守ってもらうというこの医療費の無料化は優先順位として上げていただく必要があるのではないかなというふうに思います。

そして窓口負担をなくすという点についても、部長の答弁がありましたように、全国の声に押されまして政府もやっと小学校入学前までのペナルティーは掛けない、しかしそれは掛けますからね、これ。だから掛けないということについては評価をさせていただきますけれども、それ以後まだ掛けるということですから、これもなくせというこの要望を強めるべきだというふうに思います。

そして窓口負担を無料にしても、現状では小学校入学前までは国はペナルティーを掛けないと言っているわけですからね、最低これぐらいの小学校入学前までの皆さん方への窓口無料化を実施するよう強く要望しておきます。

そして、子供に対する医療費無料化に対しての予算化は、国はもうゼロですからね、口ではいろいろいいことを言われておりますけれども、この点に限っては予算は何も付けていないわけですからね。これは強く要望していただきたいと、思います。

次、いきます。

低所得家庭の皆さん方への保育料の無料化ですが、先ほどのこの必要性の根拠として、やはり子供の貧困率が大変深刻になっております。五條でも関連して共通していることだと思えますけれども、こういったことから考えましても、やはり低所得者の方には目を向けて保育料を無料にすべきではないかと、御存じのように収入が低くて困っている生活保護の方は、一応保育料は無料になっているということでありませけれども、これは当然ですけれどもね、その生活保護世帯の皆さんと同じような所得にもかかわらず、保育料が無料になっていないという状況があれば、それはよく検討しなくてはなりません。五條市は市民税非課税の家族で一人親家庭の皆さん方の保育料は無料にしているということでありませけれども、やはり二人親であっても所得が少なく、何ぼ頑張っても少ないという方には二人親であっても無料にさせてもらうべきではないかと、五條市の負担は増えますけれどもね。しかし優先順位に位置付ければ、これも頑張るべきではないかというふうに思います。

そして五條市の保育料の全体としては、国基準の八〇パーセントに抑えて頑張ってくれていますけれども、これも七五、七〇と引き下げるといふ方向で検討されるべきだと思いますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

保育所の保育料は国が定める水準を限度として、議員先ほどお述べのとおり市町村が定めることとなっております。本市の場合、国が定める水準の概ね八〇パーセントを保育料の額としております。

低所得世帯の保育料としまして、まず生活保護世帯の保育料は無料となっております。

また市民税非課税世帯のうち、ひとり親家庭等の保育料についても無料となっております。

議員がお尋ねの保育料の無償化につきましては、新たな財源の確保が必要となりますことから、厳しい本市の財政状況を鑑み国で財源の確保が行われ、無償化が進むことが望ましいというのが本市の考え方でございます。

国や関係市町村の動向を注視しながらその実現に向けて、国や県に向けて働き掛けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）答弁の通りにひとつ頑張っていたいただきますように強く要望しておきます。

次にいきます。

少子化対策を優先した学校づくりについてでございますけれども、この必要性和憲法上の根拠をまず明らかにしておきたいと思っております。

憲法第二十六条には「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」とこうなっておるわけです。その二十六条二項には「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。」とこうなっているわけです。これがやっぱり私は学校教育においていつも頭に置いて進めなければならぬのではないかとこのように思います。これをまず申し上げて、（一）教育委員会としての少子化対策について。

給食費・教材費・学級費等の保護者負担の軽減について質問を行いたいというふうに思います。

まず、現在五條市の小学校・中学校における給食費・学級費・教材費の費用を明らかにしていただけますか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市の給食費は月額幼稚園三千六百元、小学校四千円、中学校四千四百円で、生活保護家庭や準要保護家庭は無料となっております。

平成二十七年度の滞納者については小・中で合わせて十一人、三十三万四千七百四十五円となっております。在学中は子供たちの教育に配慮し

つつ自立支援の担当課と協議しながら回収を進めておるところでございます。

また各学校の教材費・学級費は小学校では個人が使用する学習ノートやドリル類を中心に、年間延べ九千円程度、中学校では一万四千円程度、修学旅行費は小学校で二万七千円程度、中学校で六万九千円程度となっております。

教育委員会では準要保護児童生徒や特別支援教育児童・生徒について、その就学を支えるため、これら学用品や通学用品、校外学習や修学旅行等の費用も補助しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今の答弁ですけれども、給食費は一箇月分でしたね。学級費も教材費も一箇月分で換算できるのですしたら、それちよつと言ってくれますか。……これ、十二で割ったらいいわけですけれどもね。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

教材費につきましては、小学校が九千円でございますので、ひと月当たり七百五十円となります。中学校につきましては一万四千円でございますので、ひと月当たり一千百六十六円となります。……修学旅行費も、割らせてもらったらよろしいでしょうか。（「学級費」の声あり）教材費・学級費につきましては、小学校が七百五十円、中学校が一千百六十……（「一千百六十円ですか。大体それくらいで結構です。十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）給食費・学級費・教材費を合計しますと、小学校で大体五千円近く、中学校で大体五千五百円、こうなるわけですね。やはり先ほどの子供の貧困状況ということは保護者の皆さん方の仕事、収入の不安定ということからきているわけですから、やはり一箇月小学校で五千円近く、中学校で六千円近くということになりますと、やはりそれ以外の費用もたくさんありますからね、かなりしんどい家庭も出てくると思うんですけれどもね、ここで給食費を払えない家庭の数を小・中学校別に言ってくれますか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

小・中で合わせてでもよろしいですか、（「はい」の声あり）合わせて十一人、三十三万四千七百四十五円となっております。
以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 十一名という方であっても、やっぱり払えない方、家庭もおられるわけですね。これはこの人の個人の責任やなしに日本全体がなかなか安定した仕事に就けない、就いても収入が低いという国の政治、地方の政治の責任の下でこういう状態になっているわけですね。だからやっぱり私は当面、今全国的に給食費を無料にする、また財源の関係で半額負担にする、一部負担にするという、そういう学校、教育委員会がたくさん増えてきております。

この間の私の調査によりますと、全国では六十二の市町村が無料にしています。奈良県では黒滝村と上北山村ですね。そして一部補助が日本全体で三百六十二市町村、これは増えていると思いますけれども、こうなっているわけですね。だからやっぱり四千元以上の給食費というのは大変負担になる保護者の方もおられると思います。特にいろんな事情で朝の食事を抜いて学校に来るといふ子供さんの中にはおるかもわかりませんわね。そういう状況ですから、やはり五條市においても当面給食費の無償ないし半額補助を検討されるように強く要望しておきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

次は不登校の子供を作らない教育の充実についてですけれども、まず五條市の小学校・中学校の中でいろんな事情で学校に来てもらっていないその人数を、小学校・中学校別に明らかにしていただけますか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

五條市における不登校児童生徒は平成二十七年年度の県のアンケート調査によりますと、小学校三件、中学校十五件となっております。
以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 小学校、中学校を合わせて十五件……。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

小学校三件、中学校は十五件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 小学校三件、中学校十五件、こういう状況であるということですね、これはやっぱり保護者の皆さん方からしたら大変心配やし、どうにかならないかという思いでいっぱいだと思いますね。こういった気の毒な状況は五條市だけではなしに今奈良県でも、日本全体でも深刻な状況になっているわけですね。だからこのことを解決するためには、やはり保護者の経済問題もありますけれども、学校内の教育、楽しく、学校行くのが楽しいでという教育内容にしていくべきではないかというふうに思うですね。

ところが今回、文科省の学習指導要領が発表されましたけれども、その内容を教育委員会の皆さんはよく御存じだと思いますわな。いろいろ先ほど私が読み上げた憲法の教育状況に照らしたら問題点はたくさんあります。その中でも一つだけ明らかにしますけれども、いわゆる小・中学校の次期学習指導要領の改定案の中には、小学校で外国語活動を小学校三年、四年から始め、英語を五、六年で教科化すると、三年六年の授業時間が週一コマ四十五分増えると、短時間授業や夏休み短縮など断続的な時間編成を余儀なくされるという、こういう内容が学習指導要領の中に含んでいるわけですね。ところがですね、これを発表されたのはつい最近ですけども、皆さんが昨年学校適正化の地元説明会で渡されたこの素案、素案のページには、五ページにね、五ページには、赤で例えば小学三年生から英語を学ぶ際には中学校卒業までを視野に計画を立てますと、まだ文科省の学習指導要領が発表されていないのに、昨年作られた皆さん方の中にはこのように入っております。六ページにはこうなっていますね、小中一貫教育を整えることで小学三年生からの英語教育が充実と、学習指導要領の先取りをしているんですよ、皆さん方の方針は。これで学校に行くのが楽しいという教育になるかですわ。現在でもいろいろな事情で学校に行くのが嫌だという子供さんがおるわけですよ。先ほど五條市には小学校三名、中学校十五名いてはるわけですね。こういう状況の中で、やはり学校適正化の一環として教育内容に文科省の学習指導要領よりも先取りした小学三年生からの英語の教科化ということは、これはよく検討せないかんの違いますか。憲法にはやはり等しく、二十六条には子供たちの能力に応じて等しく教育を受ける権利を有するとなっておりますね。やはり子供たち皆さん全体が分かる学習内容で、子供たち全部が必要な学問を身に付けてもらうという子供全体に目配りをした学校の教育にせないかんの違うかなと思いますね。だからその辺で、私はこの適正化の中の小学校三年生からの英語教育とか学習指導要領にも入れてあるわけですね。

ども、これはやはりよく検討すべきだというふうに考えます。

学習指導要領の拘束力はどうかというところ、皆さん方の見解も答弁していただいたら結構ですけれども、私の持っている資料から言いますと、学習指導要領の効力について、昭和五十一年、旭川学力テストについて裁判になりました。最高裁判所の判決において出たその判決は、大綱的基準として認めたものであって、学習指導要領のまま教育しなければならぬということにはなっていないのですね。だからやっぱり私は学校適正化案の中の、この小学校三年生からの外国語を教えるということについては、ほかの教育内容も全体も含めて検討すべきだというふうに思いますけれども、答弁をお願いします。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

不登校の要因といたしまして最も多いのは、家庭に係る状況となっており、次に友人関係をめぐる問題、教職員との関係をめぐる問題、クラブ活動、部活動等への不応、そして学業の不振となっております。

また五條市ではこれまでから幼稚園・保育所の幼児段階から小学校六年生まで外国語に親しんだり、外国の文化に触れたりする活動を進めており、外国語指導助手を派遣して教員と共に指導しております。これは国際感覚の基盤を培い外国語を身近に感じるとともに積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てることを狙いとしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 関心を持って学ぼうという意欲は、こんないいわけです。しかしね、義務教育課程の中にまだこれから日本語をたくさん覚えなければいけない小学三年生の子供たちに英語という外国語を覚えてもらうことについては、教育のいろんな専門家の皆さん方もいてはりますけれども、中央教育審議会、日本学術会議は、早期から外国語に触れたらいいというものではないと、中央教育審議会の答申に基づいて学習指導要領が出されておりますけれども、日本学術会議の皆さん方は、低年齢化の子供たちに外国語を早く教えたらいというものではないと、こういう立場の人はこういう見解を持っているわけですね。したがって、やはり現在の不登校の人数も小・中合わせて十八名いてはるわけですから、その辺はよく検討されるように強く強調しておきたいというふうに思います。

次にいきます。

現小学校八校を四校に、現中学校五校が二校になる学校適正化素案の見直しですが、これは基本的には答申の中にある小学校は二クラス以上、中学校は二、三クラス以上という答申の方針に基づいて、学校を構成しようと思えば、こういうふうには小学校八校が四校、中学校五校が二校ということになってくるというふうには思いますけれども、果たしてこれが急速にそういう適正化をこの五校で目指すことが本当にいいのかどうか、その辺はよく考えられないかと思っています。

その根拠の一つは、皆さん方の素案で、昨年説明会をされましたね。その説明会の保護者等の皆さん方の意見の中で、この小学校八校が四校、中学校五校を二校にすることに、これは素晴らしいという意見、ありましたか。今年四月から学校へ入る子供が一名というその学校の保護者の皆さん方からはやはり統合してほしいという意見はありましたけれどもね、全体の中で皆さん方の案に対して素晴らしい案やということで賛成された方はほとんどおらなかったの違いはありますか。

もう一つの根拠はね、今大阪、東京の中で大規模校がたくさんあります。その大規模校の中では、いかにして一学級の人数を減らすかというところで今皆さん方は苦勞をしておるわけです。そのうちの一つ、堺市、新年度予算の中で学校予算をどういう内容で上げているかと言いますと、この四月から小学校で三十八人を超える学級がある場合、学級を分割するか、少人数指導を実施する方針を出して、それに必要な予算を出しているわけです。今小学校一年生は三十五人学級で、それ以上は小学校も中学校も四十人学級ですわね。だからその四十人でいけば、やはりまだまだ大規模校、大きな学級になるからね、三十八人学級でいこうという考えで予算を付けておるといことです。だからこの大規模校の今の苦勞を考えたら、一部四月入学一名という学校は五條市もありますけれども、やっぱり今の少人数学級の良さをやはり活かさないかんの違いますか。学校づくりにはね。

そしてもう一つの根拠を申し上げますと、外国のことを言うて悪いんですけども、欧米では小・中学校は一クラス、二十人ないし三十人が常識になっているのです。しかし日本は一番少ないので三十五人学級ですわ。こういうふうには去年の五條市の保護者説明会での保護者の意見、大阪での大規模校の今の苦勞、そして世界の中の一学級二十人から三十人という一クラスでね、こういう状況から言えば、この五條はこの良さを活かした学校づくりというのが必要ではないですかね。

説明会の保護者の意見の中で、大規模校から五條の小規模へ転入してきたけれども、小規模校の良さを実感しているという方々が二人ないし三人おりましたね、そういう方。だから大規模校でおられた方は五條へ来て本当に良いというふうには実感してくれているわけですからね、だから一遍に小学校八校を四校に、中学校五校を二校にして、する必要はないん違いますか。することによってのね、皆さんに掛ける負担、

たくさん出てきますわな。この間の一般質問に出てきたように、遠くなる通学をどうするか、距離だけで割り切れるのかどうかということ。そしてもう一つ言いましたけれども、田園の住宅開発やあづみの住宅開発をするときにはね、住宅開発の中には保育所・小学校・中学校もちゃんとできますという、これを約束して住宅を売ったんですよ。それで今ここにまだまだ少ないですけども五條に大阪やら遠いところから移り住んでくれておるわけですからね。それまでは五條の中学校は、五中はマンモス校で、あの一番端の校舎、するときに建増したわけですやろ。建増したんです。だからこれではいかんということで、田園の四丁目でしたか中学校用地がありましたけれども、ここでは狭いと、そして二見の上の住宅開発の距離から言えば、やはり田園四丁目の中学校用地ではあかんからということで、今の西中のところに建てたわけですよ。現在の西中もそんなに子供さんが少ないわけではないのです。二百三十人ぐらいではるわけですよ。それが皆さん方の案では、ほかの学校に統合しようとなっているわけですね。

だからやっぱり私はもうちよっと人数が少ない面でのデメリットはありますけれども、それは日本国中の過疎地はみんなその状況の中で知恵を活かして頑張っているわけですからね、皆さん方の小学校八校を四校、中学校五校を二校という、これは当面は見直して、現在の五條市の中でどうしても四月から子供一名入学されるのが不安という方々の意見をよく聞いて、これに対応しながら、五條市全体としては今のままで当分いって、これから向こう五年ないし六年は少子化対策、子育て支援に全力を挙げてその状況を見たらどうですか。まだまだ少子化対策、子育て対策は先ほどのからの質問にもありますように、いろいろやらなければならぬことがたくさんあるわけですからね、そのことを強く私は求めるものですけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

学校適正化につきましては、御理解を示される保護者の声もあるところでございます。

また計画策定のスケジュールにつきましては、一年間延長したことから随時の状況を説明させていただきました、今後も学校適正化に関する御意見をお聞かせいただく意見交換会を開催して行く予定としておりますので、その中で計画策定をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）根拠を示して申し上げておりますので、ひとつよく検討されるように強調しておきたいと思えます。

次、国民健康保険税についての負担軽減を目指した県との協議についてということで質問を行います。

御存じのように、国保会計の広域化につきましては、長年全国の国保会計が赤字で、大変な状況の下、全国知事会始め市町村会等々いろんな団体の皆さん方がもつと国に国保会計に対する財政負担を増やさないということを長年迫ってきた中で、やっと政府は大体平成十七年度から毎年三千四百億円、日本全体ですね、財政支援を行うから、都道府県で責任を持つてくれということになりました。年間三千四百億円出すのだったら引き受けようかということで、全国知事会が引き受けられたわけです。ところが三千四百億円と言っていたこの財政支援がいろいろありまして現在では当面二年ほどは一千七百億円ですか、で辛抱してくれということになっていきますから、去年の十一月二十一日付けの新聞報道では全国知事会が最初の約束と違うやないかと、最初の約束どおり日本全体で、一年間で三千四百億円の財政支援をすべきだということをお願いされているんですね。だからこれから五條市も県との協議を行うときには、このことを頭に置いて県としてもまだこれから政府に対して約束どおりの三千四百億円を財政支援せよということ強く要望すべきだということの姿勢で五條市も臨んでいただく必要があるのではないかとまずは思います。

そして広域化の内容については、なかなか複雑でこの間いろいろ五條市国民健康保険運営協議会でも聞かせていただきましたけれども、なかなか分かりにくかった面があります。現在でも分かりにくいですけれども。こんな中で、この問題は国会でも取り上げられておりまして、この間我が党始め他の政党の国会議員もこの件を取り上げて、いわゆる大幅な保険料アップにつながるようにはすべきだという質問に対して、塩崎厚生労働相は、一律の保険料水準を求める仕組みとはしていないと、こう答弁しているわけです。だからですね、やはり奈良県下の国保料は五條市みたいにいるいろいろ意見があっても、余りにも負担が大きくなったらいけませんので、大体新年度の予算でも一億三千万ですかね、法定外繰入れをしてくれていますわね。こういうふうにいるいろいろ意見がある中でも、一般会計から繰入れして、この払えない国保料をちよつとでも軽減するために頑張っている自治体がたくさん奈良県にもあるわけですからね。こういう自治体の努力が水の泡にならないような広域化にすべきだということが二つ目ですわね。

そしてもう一つは、事務内容を見たら大分に複雑ですね。この間国保運営協議会で案を見せてもらいましたけれども、あの案どおりやったら今奈良県下の市町村が負担している事務費、人件費、この範囲内で収まるかどうか、私は多分収まらないのではないかと思いますね。だからこういう計画に伴って、事務費と人件費が今よりも莫大に上がってしまったらね、その分国保料に跳ね上がるわけですからね、だから事務

費、人件費も今よりも上がらないような広域化になるようにちゃんと目配りして検討の協議に臨むべきだというふうに思いますけれども、その点、答弁お願いします。

○議長（吉田 正）坂口すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（坂口慎一）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

国民健康保険制度は我が国の国民皆保険の中核として地域住民の健康保持、増進に重要な役割を果たしてまいりました。しかしながら年齢構成や、医療費水準が高く、所得水準が低いなど、構造的な問題を抱え厳しい財政状況を余儀なくされております。

このような状況の下、持続可能な医療保険制度を構築するため一昨年の国民健康保険法の改正により国から国保への財政支援の拡充により、財政基盤が強化されるとともに平成三十年度からは都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることとなりました。

現在、県単位化後の新たな制度設計・運用に関して奈良県と市町村が検討・議論を行っているところであります。

県単位化後の国保制度につきましては、県で一つの国保として国保制度を運営、県と市町村が連携して保険者機能を最大限に発揮、被保険者の保険税負担の公平性の観点から保険税水準の統一化を目指す医療費の適正化を図る観点から、県と市町村が連携して効果的な医療費適正化対策に取り組むこととなります。

奈良県では県単位化後の国民健康保険運営方針の骨子が作成されており、平成二十九年九月には県市町村の合意のもと、運営方針が策定される予定です。

県単位化後の国民健康保険税につきましては、県が市町村ごとの国保事業納付金、標準保険税率の算定を行い、その標準保険税率を参考に市町村が保険税を賦課・徴収し、市町村が県へ国保事業納付金としての納付するものであり、将来的には奈良県内で同じ保険税水準となることを目指しております。

五條市といたしましても、県単位化に伴い国からの財政支援の拡充を最大限に活用し、被保険者間並びに市町村間の保険税負担の公平性に向け、国保事務の共同化・標準化、医療費適正化や健康づくりの取組の強化を推進していかなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 皆さん方もいろいろ御苦労があると思いますけれども、私が今指摘させていただいた点をよく検討して、五條市の皆さん方に今以上の保険税の値上げにならないように頑張っていたきたいというように思います。

次にいきます。

五條市企業立地雇用促進奨励金の交付を受けている企業数と従業員数及び五條市や周辺地区の雇用人数について答弁いただきたいと思います。

質問項目には周辺地区となっておりますけれども、五條市重点に人数を明らかにしていただきたいというように思います。…議長ちよっと待ってください。

なぜかといいますと、五條市に企業を誘致するために優遇制度、奨励金等々を五條市は出しておるわけですね。皆さん御存じのように、投下固定資産総額五千万以上で新規雇用者数五人以上の場合は、交付期間は十年やけれども、累計限度額四億円融資していると、優遇しているわけです。優遇は三つありますけれども、主なものは今申し上げた。で、雇用促進奨励金、これは事業者が対象施設を、新設等をするときに五條市内に住所を置く従業員が新規雇用された際に奨励金を交付します。一年以上の五條市の雇用者が、五人以上の場合一人につき五十万、限度額二千五百万を交付すると、もう一つの優遇制度は企業立地促進法に係る市税の特別措置条例に伴う免除措置、半島振興法に係る市税の特別措置条例に伴う減額措置、こういうふうにして優遇、減税、いろいろさせてもらっているわけですからね、この五條市の優遇制度、奨励金を交付されている企業、受けていない企業は聞いていませんよ、ひとつ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

企業立地促進奨励金及び雇用促進奨励金について、前者は五條市に立地された企業に奨励金として、後者は五人以上の市内に住所を置く方が新規雇用された際に交付されるものです。

この奨励金の交付については、平成二十四年度から平成二十八年年度までに七社が対象になっております。うち雇用促進奨励金対象者数は四社です。七社の従業員数は、総計二百七十九名です。うち五條市の従業員は八十人です。その他百九十九人です。

また奨励金支払時の新規雇用者数は三十七名で、うち五條市の雇用人数は三十六名です。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）ちよっと私の聞き間違いかも分かりませんが、まず企業立地促進奨励金の優遇を受けている企業数、従業員数、その中の五條の雇用数、雇用促進奨励金は今答弁ありましたわな。企業数七、従業員数は二百七十九人、五條の方は八十人、次、正確に答弁してくださいよ、優遇制度の中の企業立地促進法に係る免除措置を受けているところ、半島振興と二つありますけれども、これを別々に言ってください。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

以前にも税に関する情報についてのお問い合わせがありましたときに、御答弁申し上げているのですけれども、税に関する情報でございますので、ここでの御答弁は御容赦いただきたいというふうに思っております。

参考までに、今の御質問の趣旨からいきますと、免除措置あるいは減額措置に係ります五條市に在住の方の従業員の割合と申しますか、二割程度ということで御容赦いただきたいと思っております。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）私の質問はね、企業の名前を言ってください言っておるん違いますね。従業員の名前を言ってくれと言っているのと違いますのやで。そしてこの五條市の優遇制度を受けていない企業まで言うてくれと言っていると違いますのやで。五條市が五條市の市民の税金や県民税、所得税を含めたこの税金を活用して、五千万以上の資産総額で五人以上雇用をしておたら十年間で四億円優遇しておるわけですやろ。雇用促進奨励金も一人当たり五十万、だから五條市の税金で優遇し減税しているわけですから、こんな企業の数だけ、雇用の人数の数だけ言うても、こんな法律に触れるもの違いますやろ、これ。むしろ税金を使ってやっているのやから質問あつたら答弁せなあかんの違いますか、これ。もし答弁したらどつかの法律に引掛かるのですか、これ。

先ほど部長ね、企業数七、従業員数二百七十九、五條市八十言うたのは、こんないわゆる企業立地促進奨励金を受けている企業、雇用促進奨励金を受けている企業、優遇制度、企業立地促進法に係る免除措置を受けている企業、半島振興法に係る市税の減額措置を受けている企業、トータルの数ですか、それはどういふことですか、これ。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 十二番大谷議員の御質問にお答えいたします。

企業数につきましては、企業立地の方七社、雇用促進奨励金の方が四社、トータルでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 私の質問に公表したら何か法律に引っ掛かるとか、それはあるのですか。

○議長（吉田 正） 山田理事。

○理事（山田和宏） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

以前にもちよつと議会の方でもこういうお話があったかと思えますけれども、国の方からそういう守秘義務に関する情報が出ております。いかなる情報がどこのどういう情報と引っ付いてどういう不利益が出るか分かりませんので、御容赦をいただきたいということで、御理解をお願いしたいということでお話でございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 私もまたね、国会議員と相談して法律を調べますけれども、それはですね、個人企業名やら個人の従業員名を私、質問しておるん違うからね、これはやっぱり五條市の税金を使ってやっている以上は、五條市の議会から質問が出たら答えるべきでは。私も私なりに調べておきます。

次、いきます。

マイナンバーの市民通知に関する問題点についてということですね。

五條市議会にマイナンバー法に基づく議案、条例が上がってきたときに、私は反対討論をさせてもらっていますね。その理由はばくだいな国民の税金を使う割には余り必要性がないということ、同時に個人番号ですからね、これが漏えいしたら個人の被害は大変なことになるということで反対させてもらいました。その反対のときに付け加えて言わせてもらっていますけれども、国会議員との相談の中で個人番号カードの申請の案内がありますが、申請は任意で強制ではありませんと、個人番号の記載は法律で義務付けられていますが、記載しなくても罰則は

ありませんということで、反対討論の中でもこれを明らかにして反対討論をさせてもらったわけでありませぬけれども、しかしこの間、日本全体ではいろんな問題が起こってまいりまして、その中で関係省庁が答弁しているところを申し上げたら、国税庁は番号が記載されていなくても書類は受け取ると、従業員、事業者にも不利益はない、これは内閣府が答弁しています。番号未記載でも受理し、罰則や不利益はない、これは国税庁が答弁してますんや。番号記載がなくても受理する。罰則や不利益はない。厚労省が答弁してますんやな。こういうように全国にいろんな問題が起こる中で、各省庁がこういう答弁をせざるを得ない状況にある中で、去年でしたか、私に会計の管理者からこういう確認書が送られてきています。「個人番号の提供拒否に関する確認書、五條市長殿、私は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく五條市からの個人番号の提供の求めに対し、内容を確認しましたが、今回個人番号の提供を拒否いたします。これにより方が一五條市が第三者から請求を受け、また第三者との間で紛争となつて損害を被つた場合の責任は私にあり、五條市に何ら責任がないことをここに証明します。」これに署名、捺印せよということが私に送られてきているんです。

このマイナンバー法の法律、内容を大体ポイントだけを明らかにしましたけれども、これが五條市の管理者の皆さん方が正確につかんでおつたらこんなことは送る必要もなしに半分脅迫めいたことのあるね、送ることはできないと思いますけれども、私にこれ届いているんです。ほかの事業者にも関係することですからね、五條市内の中でのいろんな事業者と関係を持っている人に聞いたらね、一応相手の事業者から個人番号申請に記載してくれという要求はあつても、これは法律上自由やから私はもう記載しませんと言つたら相手の事業者はもうそれやったら結構ですとということとで民間の事業者はちゃんと理解して、そんな脅かしめいたことをしていないのです。ところが五條市が市会議員の私にこんな送っているわけです。これは法律の内容を皆さん知らんとやつたんか、知つてもやつたんか、どういふことですか、ちよつと答弁してください。

○議長（吉田 正） 山田理事。

○理事（山田和宏） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

御案内のように平成二十八年一月からマイナンバー利用事務が開始をされております。

所得税法施行規則第四十七条等によりまして、各事業者は税務署に提出する給与等の支払調書や源泉徴収票に記載するため従業員や講演料等の支払先に対しましてマイナンバーの提供を求めているところでございます。

市役所も一事業所といたしまして、給与等の支払先にマイナンバーの提供を求めています。ただマイナンバーの提供を拒否されるような

場合も想定されます。国税庁の方ではそのような場合に提供を求めた経過等を記録するなどをご求めています。そのための手段といたしまして、個人番号の提供拒否に関する、今議員お示しいただいた書面の提出をお願いしたいということでございます。

確認書の内容につきましては、支払調書や源泉徴収票の作成事務を円滑に進めるため見直しをしております。今後税務署等の意見も聞き、他自治体での対応事例も調べた上で、提供を求めた経過等を記録、保存する方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 五條市も事業者の立場でこんなを送ったということですが、民間の事業者はこんなことまでしていないんですよ。法律をよく調べて対応せないか自治体の理事者の皆さん方が民間がやっていないような脅かしをやっているわけです。

私、ここに内閣官房資料がありますけれども、この内閣官房のQ&Aでどういうように内閣官房が答えているかということも明らかにしておきますよ。「申請などに個人番号が記載されていない時点で、個人番号の提供を受ける場合に該当しないため、マイナンバー法第十六条の本人確認措置の義務は生じないこととなります。」と、内閣官房でもこういうQ&Aを発表しているわけです。だから法律を正確につかむということは民間の事業者も今は正確につかまないと必要はありませんけれども、義務から言うたら地方自治体の皆さんの方がよくつかんでそれを正確に市民の皆さん方に通知せなあかんわけです。それなのにこんなことになっているわけです。ひとつ市民の皆さんの利益と安全を守るために政府から言われたままにするのではなしに、法律もよく中身を掌握して、そして問題があれば政府にもちゃんと意見を上げていくと、市民の皆さん方にこんなことは、やれないことはいふに県にも政府にも国にも意見を上げて、法律に基づく正確な業務をされるよう強く求めておきたいというふうに思います。

次、いきます。

災害防止対策の強化について。

（一）災害の原因をなくす対策の強化についてでございますけれども、災害の原因には大体皆さん方も御存じのように、地震の原因はなかなか現在の科学専門家でもまだ正確にはつかんでおられないようでありますけれども、大雨とか強風とかそして大雪とかいう原因は大体地球温暖化が原因しているというふうに言われております。だから地球温暖化の原因である二酸化炭素を世界中でなくすために、ここ十数年間世界の国々が集まって協議をしてきた結果、去年、一昨年フランスのパリで開かれましたCOP二一で、素晴らしい理想的な目標が確認されま

した。その目標は、世界の平均気温の上昇を産業革命当時に比べ二度未満、できれば一・五度未満に抑えるというのが目標ですね。これを目標にしたパリ協定が去年、一昨年批准されたんですけども、実行するためにはやはり条件があったわけですけども、やっとアメリカ・中国が批准したことで実行の条件が整って去年の十一月四日から、今パリ協定が発効しております。素晴らしいことですね、ところが悲しいかな日本は去年の十一月四日までに日本の国会で批准できていませんので、いわゆる世界の中でも恥ずかしい立場に今置かれておって、重要な会議には参加できないと、オプザーバーの程度しか参加できないということになっております。その上に、日本が今国連に提出した二酸化炭素の削減目標は、二〇三〇年度に二〇一三年度比で二六パーセント減らすというだけの不十分なものなんです。そしてまだ電気を発電するために、太陽光発電とか熱発電とか風力発電とか自然エネルギーの発電が幾つもあるにもかかわらず、現在安倍政権は原発を続けていくと、そして二酸化炭素の排出量の多い石炭を燃料とした火力発電にもまだ依存しているという、こういう状態ですからね、五條市としても大災害を受けた自治体の一つとして、やはり政府に対してパリ協定に見合った五條市として二酸化炭素の削減目標にするように政府に強く要望をすべきだというふうに強く要求するわけですけども、答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのとおり昨年十一月に国連気候変動枠組条約の第二十二回締約国会議いわゆるCOP22が開催されました。地球温暖化対策の新たな枠組みでありますパリ協定に実効性を持たせるルール作りを平成三十年までに終える工程表が採択されました。

我が国といたしましても、この進捗に合わせ協議・検討されるものと思われま。

近年地球温暖化が原因とされる集中豪雨やひょう・竜巻・初春の大雪・山の深層崩壊の発生等、異常気象による自然災害が多発しております。これらのことに鑑み多岐にわたる分野の技術や政策面での対策による国を挙げての温室効果ガス排出減少と、低炭素社会の構築の推進政策について今後もあらゆる機会に要望を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）申し上げましたように、日本政府の目標はね、パリ協定の内容、目標からいうたら大変低いですからね、しかも二酸化炭素を発生する石炭の火力発電をまだ続けるというような状況ですから、粘り強く政府に意見を上げていただきたいと思います。

災害の原因をなくす対策の強化のもう一つは、五條市が体験した上流ダムの大雨時の緊急放流ですね、これが大きな被害を被って死者もたくさん出ているわけでありますから、五條市の上流周辺ダムの緊急放流をなくすためにさらに頑張っていたきたいと。この間、猿谷ダム・池原ダム・風屋ダムについては降雨予想に応じて事前にダムの水位を下げるということを実施しておりますけれども、まだ大迫・津風呂はできておらないと思いますので、できるまで強く要請をしていただく必要があるのではないかなというふうに考えます。

同時に、原因をなくすためにはこれから予想される大地震に関連して、上流ダム、周辺ダムのダムの堤防の決壊が心配されるところでありますから、この上流ダム、周辺ダムのダム堤防の耐震照査、調査ですね、まだ残っているとところは大迫ダム、そして風屋ダムが残っていると、このように思いますけれども、このダムの耐震照査についても完了するまで下流の五條市は要望を強めてもらいたいと思いますけれども、答弁をお願いします。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

周辺ダムの緊急放流対策といたしまして、議員お述べのとおり猿谷ダム・池原ダム・風屋ダムにつきましては、利水ダムであることから元来洪水調整機能はないものの、降雨予測に応じて事前にダムの水位を低下させるなど、現有施設を機能的な運用で実施しているところとございます。

また農水利用を目的といたしております大迫ダム・津風呂ダムにつきましては、大雨による流入量を予測し越流しないよう洪水ゲートからの放流を行うなど、洪水管理を実施しているところであり、大迫ダムにつきましては、平成二十七年度に改良工事を実施し、洪水時には放流量を毎秒二〇トンから六〇トンに調整幅を広げ運用していることを確認したところでございます。

これまでも再三下流に影響の及ぼすことがないよう関係機関に緊急放流の防止要請を行ってまいりましたが、今年につきましても二月二十三日に農水省南近畿土地改良調査管理事務所を訪問いたしまして、要望を重ねたところでございます。

また耐震照査の関係につきましても、今後関係機関を通じて照査の完了をするように要望してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） まだのところは完了するまで目を離さずに頑張っていたきたいというふうに思います。

(二) 災害発生時の救援体制の強化でございます。

もう紀伊半島大水害で経験しておりますので消防職員・消防団員・自治体そして自衛隊、あらゆる皆さん方の力で災害被害者の救援でやってきたわけでありませうけれども、これからのことを考えても、まだまだ紀伊半島以上の水害また大地震が予想されますので、今回再度取り上げたわけでありませうけれども、緊急時の救援体制といたしましては、やはり消防職員の人数を減らさない、奈良県消防の広域化になったときに消防職員を減らすという方針が含まれておりましたけれども、この減らす方針が今でも生きていますよ。だから削減の方針をなくすように強めて消防職員の力を發揮してもらおうということ、もう一つはもう消防団員そして同時に建設業協会の皆さん方、協定を結んでおりますから、力を發揮してもらおうと同時に、五條市が建設業協会と契約した内容を奈良県下でまだやっていないところには広めてもらおうという、このリーダー役を五條市が發揮すべきではないかなと思っております。

そして、もう一つは南海トラフの地震発生地点は、大体太平洋側の四国から静岡の間くらいになるわけですが、やはり太平洋側で地震が起こったら一番大きな被害を受けるのは太平洋側に面した自治体、地域になるわけですね。ところが奈良県と三重県・和歌山県の地図を皆さん見てください。太平洋側に面しているのは三重県と和歌山であって、奈良県の一番南の十津川は海には面していません。ところがこの間、県の南海トラフ地震における救援体制を見ますと、いわゆる三重県と和歌山県がある陸上自衛隊の活用ということについては大変不十分だと思うんですね。その上で、五條市に陸上自衛隊駐屯地を誘致しようとしているわけですが、徳島県の阿南市の陸上自衛隊の駐屯地を誘致したときの総費用、皆さん方からもらった資料で見ますと六十四億円付いていますわな。国民の税金でまたそれくらい投入せないかんということになるんですかね。だからね、もう既に三重県・和歌山県に陸上自衛隊の駐屯地があるわけですから、この皆さん方に頑張ってもらって、奈良県・三重県・和歌山県のいわゆる消防団・消防職員・建設業協会・警察、その他いろんな皆さん方の力で対応するということが、まず優先的に救援体制の中心に据えなければならぬのではないかと思います。

地震もいつ発生するか分からないという緊迫した状況にありますから、自衛隊の活用はまず三重県と和歌山県にある自衛隊駐屯地の活用を優先した計画を立て直させなかなと違いますか。

五條市に駐屯地を誘致しても太平洋側までの距離は三重県や和歌山県から走るよりも遠いですよ。だから一つ造ろうと思えば徳島阿南市の参考例で言えば、六十億円以上掛かるわけですからね。それより先に、三重県・和歌山県の自衛隊駐屯地の活用を組み入れた南海トラフにおける太平洋地域の救援体制の強化を五條市も奈良県も立てるべきだというふうに考えますけれども、どうですか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

消防の災害発生時の救援対策の強化についてでございますが、奈良県広域消防組合になりましたことから災害時の救援体制は強化されたものと認識しております。しかしながら油圧ショベル等の重機を保有していないことから、本市でも被災直後の人命救助支援や被災地への道路復旧作業等のために五條市建設業協会と災害時の応援協定を締結しているところであります。

また本市にヘリポートを含む陸上自衛隊駐屯地があれば今後の整備が予定されている県の広域防災拠点とともに南海トラフ巨大地震等の大規模震災において奈良県のみならず紀伊半島全域の災害救援拠点となり、来援する警察・消防・自衛隊等の活動拠点として機能し、ひいては本市及び周辺の災害発生時の救援体制の強化につながるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今年、去年起こった日本の国内の地震や外国で起こっている地震から見れば、南海トラフ地震もいつ起こってもおかしくないという状況にありますからね。まず奈良県の消防職員・消防団・警察、そして建設業協会の皆さん方の協力をもらって体制を強めるとともに、現在ある三重県と和歌山県の陸上自衛隊の駐屯地の自衛隊の皆さん方の頑張ってもらって体制を早急に作るように五條市からも奈良県に、また奈良県から三重県や和歌山県にも呼び掛けて、その救援体制を早く強化するように求めておきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（吉田 正）以上で十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、午後三時十分まで休憩いたします。

午後二時五十三分休憩に入る

午後三時十分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いします。
会議を続けます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第二、報第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）報第一号 平成二十九年五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について。

○議長（吉田 正）報告を求めます。上田土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 上田幸則登壇〕

○土地開発公社事務局長（上田幸則）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第一号、平成二十九年五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について、主な項目を地方自治法第二百四十三条の第三項の規定により御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十九年五條市土地開発公社事業計画書、予算書、資金計画書のページより御覧いただきたいと存じます。最初に、平成二十九年事業計画より説明させていただきます。

まず、工業団地を造成する事業であります一般用地取得造成事業計画でございますが、新規事業につきましては、平成二十九年度の計画はございません。

次に、継続事業につきましては、今井島台工業団地の水路等の維持管理事業及び基金からの借入金支払利息といたしまして三十一万九千円を計上いたしております。

続きまして、二ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、市からの依頼に基づきまして、道路建設等の公共事業に必要とする土地等を事業に先立ちまして取得する事業であります公共用地取得事業計画でございますが、新規事業につきましてはございません。

次に、継続事業でございますが、事業用地名の一の二見公共用地から次の三ページの八の野原新町公共用地の八事業用地につきましては、計画事業費を百七十一万九千円計上いたしております。

事業概要といたしましては、それぞれ借入金支払利息及び草刈等の管理経費となっております。

事業計画については以上でございます。

続きまして、平成二十九年予算を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページを御覧いただきたいと存じます。

最初に、第二条の収益的収入及び支出の予算額についてでございますが、公社の単年度の経常的な事業活動を示すものであり、事業活動に伴い発生する全ての収益と、全ての費用が、現金収支の有無にかかわらず、発生の実実に基づいて計上されるものであります。

収入の部、第一款土地開発事業収益といたしまして、三億四千九十四万四千円を計上いたしております。

次に、収入の部における内訳でございますが、第一項では土地開発公社が主たる事業によって得た収益であります、事業収益につきましては、一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業用地の事業用地売却に伴う収益、二億九千四百六十六万五千円と旧岡中線道路改良工事に伴います五条駅南北連絡道代替地及び岡口道路改良事業用地の事業用地売却に伴う収益、四千五百八十七万四千円の合計三億四千三万九千円を計上いたしております。

次に、第二項では、事業収益とは異なり、主たる事業活動以外の活動を源泉とする経常的な収益であります事業外収益としましてJR五条駅前臨時駐車場運営及び公社所有土地貸付等に伴う収益、九十万五千円を計上いたしております。

続きまして、支出の部でございますが、第一款土地開発事業費用といたしまして、三億二千七百四十七万七千円を計上いたしております。

次に、支出の部における内訳でございますが、第一項では、土地開発公社が主たる事業に要した費用であります事業費用につきましては、事業用地の売却原価及び事務的経費を支出いたしております一般管理費でございます。一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業用地並びに旧岡中線道路改良工事に伴います五条駅南北連絡道代替地及び岡口道路改良事業用地の事業用地売却に係る事業用地売却原価三億二千五百五十二万二千円並びに一般管理費五十七万四千円の合計三億二千六百九十六千円を計上いたしております。

次に、第二項では主たる事業活動以外の活動によりまして生じたものであります事業外費用につきましては、光熱水費等、JR五条駅前駐車場の管理経費でございますが、八十八万一千円、さらには第三項では予備費として五十万円をそれぞれ計上いたしております。

恐れ入りますが、五ページを御覧いただきたく存じます。

次に、第三条の資本的収入及び支出の予算額についてでございますが、資産の処分の有無にかかわらず、資産を増加させるための支出や負債を減少させるための支出及びこれらのために必要な資金収入を計上することとなっております。

また、資本的収入額であります四十一万四千円が資本的支出額であります三億四千二百八十九万五千円に対して不足する額であります三億四千二百四十八万一千円は損益勘定留保資金で補填するものとするというところであります。

損益勘定留保資金につきましては、収益的収支における費用のうち、現金の支出が実際には行われなくて数値だけが帳簿上に計上される費用の合計額でありまして、公社の会計処理上、内部留保資金として資本的収支不足額の補填財源として使用することができるものでございます。

収入の部、第一款資本的収入といたしまして、四十一万四千円を計上いたしております。

次に、収入の部における内訳でございますが、第一項では、市からの利子補給金四十一万四千円を計上いたしております。

これにつきましては、公社が市の基金から借り入れをしている利息に対しまして、土地開発公社経営健全化対策の一環としまして、公社保有土地の簿価上昇の緩和を図るため、借入金利に対しまして、市より補給を受けているものでございます。

次に、支出の部でございますが、第一款資本的支出といたしまして、三億四千二百八十九万五千円を計上いたしております。

次に、支出の部における内訳でございますが、第一項では用地取得造成事業費として四百六十二万二千円を計上いたしております。当該項の細目といたしまして、各事業用地の草刈等維持管理経費及びその他事務費といたしまして百六十二万二千円、市基金並びに金融機関に対する支払利息として二百九十八万円となっております。

次に、第二項では、借入金償還金としまして、借入金融機関及び基金への償還金としまして、三億三千八百二十九万三千円を計上いたしております。

予算については、以上でございます。

続きまして、平成二十九年度資金計画を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、六ページを御覧いただきたく存じます。

初めに、一の受入資金でございますが、先ほどから御説明を申し上げました、一の事業収益から三の利子補給金に四の前年度繰越金を加え

まして、合計で三億五千八百四十万九千円となっております。

次に、二の支払資金でございますが、一の事業費用から五の借入金償還金に六の未払金を加えまして、合計で三億四千五百九十四万二千元となっております。差引で一千二百四十六万七千円の黒字収支を見込んでおります。

引き続き、七ページから八ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、平成二十九年年度予定貸借対照表でございます。貸借対照日であります平成三十年三月三十一日に予定する全ての資産、負債及び資本を記載したものであります。

資産合計につきましては、二十四億七千四百十九万円に對しまして、八ページを御覧いただきたいと思っております。

八ページにおきまして、負債合計二十二億五千七十八万二千元と資本合計二億二千三百四十万八千元で、負債・資本合計が二十四億七千四百十九万円となっております。

引き続き、九ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、債務に関する計画書でございます。長期借入金の平成二十八年度末の債務額が二十一億八千九百七十五万円に對しまして、平成二十九年年度中におきまして三億三千八百二十九万三千円の償還を予定しており、平成二十九年年度末の債務額は、十八億五千七十八万二千元となる見通しでございます。

引き続き、十ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、平成二十八年度予定損益計算書でございます。当社の経営成績を明らかにするため、会計期間に属する全ての収益とこれに對する全ての費用とを記載して、経営利益を表示し、純利益を表示するものであります。

事業収益の三億二百万円から事業費用の二億九千五百二十五万八千円を引いた額であります六百七十四万二千元と、事業外収益の七十八万円から事業外費用の七十一万三千円を引いた額であります六万七千円の合計金額であります六百八十九万九千円が平成二十八年度の純利益となる見通しでございます。

引き続き、十一ページから十二ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、平成二十八年度予定貸借対照表でございます。貸借対照日であります平成二十九年三月三十一日に予定する全ての資産、負債及び資本を記載したものであります。

資産合計につきましては、二十八億十萬八千円に對しまして、十二ページを御覽いただきたいと思ひます。

十二ページにおきまして負債合計二十五億九千六萬七千円と資本合計二億九百九十四萬一千円の負債・資本合計の二十八億十萬八千円となつております。

なお、十三ページ以降の平成二十九年五條市土地開發公社予算説明書につきましては、説明を割愛させていただきますので、後刻、御清覽いただきますようよろしくお願い致します。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第一号の報告を終わります。

○議長（吉田 正）次に、日程第三、報第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）報第二号 平成二十九年一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について。

○議長（吉田 正）報告を求めます。泉谷一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

〔一般財団法人大塔ふる里センター常務理事 泉谷進治登壇〕

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（泉谷進治）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第二号、平成二十九年一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算につきまして、地方自治法第二百四十三条の第三第二項の規定により御報告申し上げます。

まず初めに、平成二十九年収支予算について御説明申し上げますので、別冊の平成二十九年事業計画・収支予算書を御覧願ひたいと存じます。

二ページから三ページをお願いいたします。

平成二十九年年度における一般財団法人大塔ふる里センター事業全体の収支予算でございます。

当期収入、支出予算額は共に一億五千五百五十八万円で、前年度に比べ百三十万円の増となっております。

収入の主なものといたしましては、ロジ星のくいの宿泊事業収入三千三百八十万円、ふれあい交流館などの売店事業収入五千八百八十五万円などの事業収入として一億八百四十四万円、五條市からの指定管理料として委託金収入四千二百二十万円などを見込んでおります。

次に、支出の主なものといたしまして、事業費支出においては、売店販売用商品購入代としての仕入高二千六百八十九万円、職員九名の給料手当三千六十八万円、電気・ガス代などの光熱水料費一千八百二万円、食材購入費としての原材料費一千五百三万円などとなっております。また、管理費支出においては、職員一名の給料手当四百四十五万、全職員の福利厚生費百五十五万円などとなっております。

次に、各事業別の主な事業について御説明させていただきます。
四ページを御覧願います。

ふれあい交流館につきましては、当期収入、支出予算額共に五千二百二十五万円で、前年度と同額となっております。

収入の主なものは、浴場利用・売店事業収入などの事業収入二千五百二十五万円、委託金収入二千四百十万円であり、支出の主なものは、電気・ガス代などの光熱水料費九百十万円、食材購入の原材料費五百二十万円などとなっております。

次に、五ページを御覧願います。

ロジ星のくいにつきましては、当期収入、支出予算額共に四千三百二十二万円で、前年度に比べ八十五万円の増となっております。

収入の主なものは、宿泊事業収入などの事業収入三千九百三十二万円、委託金収入三百七十万円であり、支出の主なものは、電気・ガス代などの光熱水料費四百九十万円、食材購入の原材料費六百四十万円などとなっております。

次に、六ページを御覧願います。

道の駅につきましては、当期収入、支出予算額共に三千七百八十万円で、前年度に比べ四十五万円の増となっております。

収入の主なものは、売店事業収入などの事業収入三千三百七十万円、委託金収入百六十万円であり、支出の主なものは、商品購入代としての仕入高二千六百一十万円、電気代などの光熱水料費二百六十六万円などとなっております。

次に、七ページを御覧願います。

大塔郷土館につきましては、当期収入、支出予算額共に一千百五十五万円で、前年度に比べ三十万円の増となっております。

収入の主なものは、売店事業収入などの事業収入七百三十五万円及び委託金収入三百七十万円であり、支出の主なものは、食材購入の原材料費三百万円となっております。

なお、八ページから十ページの収支予算並びに一ページの平成二十九年事業計画につきましては説明を省略させていただきますので、後刻、御清覧願いたいと存じます。

平成二十九年年度におきましても、各施設の経費の削減、大塔の特産品、ジビエ肉などの販売、宿泊客の利用向上などに、一層努めてまいりますと存じます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第二号の報告を終わります。

○議長（吉田 正）次に、日程第四、報第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）報第三号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十八年年度五條市一般会計補正予算（第四号））。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第三号、平成二十八年年度五條市一般会計補正予算（第四号）の専決処分の報告、承認を求めることにつきまして提案理由を説明申し上げます。

本案は、本年一月二十四日付けで国より交付内示のありました高齢者施設等への火災通報装置や防犯カメラの設置支援に資する地域介護・福祉空間整備等補助金の交付並びに市制施行六十周年記念事業の一環として実施するNHKのど自慢招致事業の着手につきまして、特に緊急を要したことから、地方自治法第七十九条第一項の規定により、専決処分としたため、同条第三項の規定により議会に報告し、その承認を求めらるるものでございます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十八年度五條市一般会計補正予算書（第四号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び債務負担行為の補正でございますまして、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ百四十六万四千円を追加し、総額を二百十九億九千五百八万一千円とするものでございます。続きまして、歳出について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページ下段の歳出の項を御覧いただきたいと存じます。

三款民生費、一項社会福祉費、八目老人福祉費、十九節負担金補助及び交付金の百四十六万四千円でございますが、地域介護・福祉空間整備等補助金を追加するものでございまして、既存高齢者施設等への火災通報装置及び防犯カメラの設置支援を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を国支出金として見込んでおります。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十四款国庫支出金において、百四十六万四千円を追加いたしました。歳出との均衡を図ったところでございまして、続きまして、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、三ページを御覧願います。

御案内のとおり、市制施行六十周年記念事業として、本年五月に開催を予定しておりますNHKのど自慢招致事業につきまして、出場者募集の関係などから、早期にNHK側と協定を締結する必要があるため、債務負担行為を設定したものでございます。

なお、期間を平成二十八年度から二十九年度、限度額を八百万円といたしております。

以上で、報告を終わらせていただきます。よろしく御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第五、議第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第一号 五條市史編纂委員会条例の制定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程いただきました議第一号、五條市史編纂委員会条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書五ページを御覧願いたいと存じます。

本議案は、市史編纂の基本方針及び運営計画について検討するための五條市史編纂委員会を設置するため、本条例を制定するものであります。

それでは、議案書六ページから八ページを御覧願いたいと存じます。

本条例の内容といたしましては、第一条には、設置の目的を定めております。

第二条では、委員会の所掌事項を定めております。

第三条では、委員会の組織について、委員は十人以内と定めております。

第四条では、委員の任期について定めております。

第五条では、委員長及び副委員長について定めております。

第六条では、会議について定めております。

第七条では、編集委員会について定めております。

第八条では、委員会の庶務について定めております。

第九条では、委任について定めております。

附則において、施行期日を定めております。

以上で議第一号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）五條市史を新たにということ、まあ六十周年ということもありますので、これ四月一日からなんですけれども、何年からの予定で新しい五條市史ができていくのか、

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

市史編纂委員会におきまして、基本方針運営計画等は審議いただく予定をしておりますが、前回の五條市史につきましては六箇年程度を要しておるところでございますので、同程度が必要ではなからうかという認識をしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）以前にも一般質問をさせていただいた経緯がございます。この市史に取り組んでいただいて大変有り難いかなと思っております。そうした中におきまして、今六箇年という御判断のことを聞きましたけれども、今現在たくさんの五條市史の在庫があるかと思っております。その辺の今後の在り方とか、そしてまた新たに組み組む中で、特に西吉野・大塔町の部分を含めてのものになるかと思うのですけれども、どういった今度の形で示しているかという、まあこれからの取組の委員会でのお話になるかと思うのですけれども、いわゆるデジタル化してのお話になっていくのかとか、その辺分かっている範囲で結構でございますので、教えていただけますか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）九番山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

今教育委員会でお考えの内容といたしましては、基本的に各巻の発刊時点における最新のデジタル媒体で作成し、配布し販売をする計画をしております。

また将来的に、データが再生機器に対応できなくなるような事態も想定されるため、紙媒体も併せて刊行する予定をしているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今在庫の残っておる市史をどうされるんですかというお話が……、いわゆる二冊で二万円の定価だったと思うんですよ。置いといたらもったいないじゃないですか、どうせ新しいのができたら破棄になるか、一部残しての……、あと処分をしていかなければならない、その辺のことも含めて、今の間に安く売るといような方法も考えていただいて、ちよつとでも収益を上げるといふような取組をしていただいたらいいかなと思うんですけれども、その辺いかがでございますでしょうか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、在庫は一千六百九十二部ございます。例えば他の自治体と交換したりしておるのですけれども、なかなか在庫の方が減っていかないような状況でありますので、その辺りにつきましては、また今後の検討課題かなというように考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第六、議第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第二号 五條市地域子育て支援拠点施設条例の制定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。稲次あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 稲次裕美登壇〕

○あんしん福祉部長（稲次裕美）ただいま上程いただきました議第二号、五條市地域子育て支援拠点施設条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書の九ページを御覧願います。

本条例の制定理由でございますが、児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う施設を設置するため、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案書十ページから十二ページを御覧願います。

まず、第一条につきましては、地域における子育て支援を推進することを目的として、五條市地域子育て支援拠点施設を設置することを定め、第二条では、施設の名称と位置について定めております。

第三条では、拠点施設に所長、その他必要な職員を置くことと定め、第四条では、拠点施設で行う事業について、第五条では拠点施設を利用できる者について定めています。

十一ページの第六条では、拠点施設の利用制限について、第七条では利用者等の損害賠償について定めています。

第八条では、条例の施行に必要な事項は、市長が別に定めるとしてあります。

なお、附則におきまして、施行期日及び五條市一時預かり事業の実施に関する条例の一部改正について定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第七、議第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第三号 五條市男女共同参画推進条例の制定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。坂口すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 坂口慎一登壇〕

○すこやか市民部長（坂口慎一）ただいま上程いただきました議第三号、五條市男女共同参画推進条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十三ページを御覧いただきたいと存じます。

この条例の制定理由でございますが、昨年度八月に女性活躍推進法が制定されたことに伴い、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的として定めるものであります。

それでは、条例の内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十四ページから十九ページを御覧いただきたいと存じます。

第一章第一条におきましては、条例の目的について定めております。

第二条におきましては、この条例に用いる用語の意義について定めております。

第三条におきましては、基本理念について定めております。

第四条におきましては、市の責務について定めております。

第五条におきましては、市民の責務について定めております。

第六条におきましては、事業者の責務について定めております。

第七条におきましては、教育関係者の責務について定めております。

第八条におきましては、性別による人権侵害の禁止について定めております。

第二章第九条におきましては、基本計画について定めております。

第十条におきましては、施策の策定等に当たつての配慮について定めております。

第十一条におきましては、調査研究について定めております。

第十二条におきましては、家庭生活における活動とその他の活動との両立支援について定めております。

第十三条におきましては、苦情及び相談への対応について定めております。

第十四条におきましては、広報活動及び啓発について定めております。

第三章第十五条におきましては、男女共同参画審議会について定めております。

第四章第十六条におきましては、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるとして定めております。

最後に、附則としてこの条例は、公布の日から施行するとして定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第八、議第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第四号 五條市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う、関係条例の整備に関する条例の制定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。松本水道局長。

〔水道局長 松本武士登壇〕

○水道局長（松本武士）ただいま上程いただきました議第四号、五條市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う、関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十ページから二十二ページを御覧願います。

今回の改正につきましては、去る十二月議会におきまして、簡易水道事業が上水道事業に統合されることに伴い、関係条例の規定の整備を行うための、条例の制定をするものでございます。

二十一ページを御覧願います。

第一条といたしまして、五條市水道料金等審議会条例の一部の改正でございます。

第一条中の「及び簡易水道事業等」を削ることとします。

第二条第二号中の「管理者の権限を行う市長」を「五條市水道事業管理者の権限を有する市長」に改めることとしました。

次に、第二条としまして、五條市簡易水道施設分担金徴収条例の一部の改正でございます。

第三条中の「五條市会計管理者又は、五條市指定金融機関」を「五條市企業出納員又は、五條市水道事業出納取扱金融機関及び五條市水道事業収納取扱金融機関」に改めることとしました。

第五条中におきましては、「市長」を「五條市水道事業管理者の権限を有する市長」に改めることとしました。

次に、第三条では、五條市用水施設条例の一部改正でございます。

第二条中の表中に、「阪本市場地区用水施設」の名称と、「五條市大塔町阪本五四一番地」の位置の追加と、さらに、「天辻地区用水施設」の名称と、「五條市大塔町簾二五三番地の一」の位置を追加し改めることとしました。

第三条中では、「市長」を「五條市水道事業管理者の権限を有する市長」に改めることとしました。

第四条第二項及び第六条中では、「市長」を「管理者」に改めることとしました。

附則としまして、施行期日を平成二十九年四月一日といたしました。

以上で、議第四号、五條市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う、関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第九、議第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第五号 五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例及び五條市個人情報保護条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第五号、五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例及び五條市個人情報保護条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。
お手元の議案書二十三ページを御覧願います。

本条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備

を行うものでございます。

二十四ページをお願いします。

第一条につきましては、番号法の一部改正におきまして、同法第十九条の特定個人情報の利用の制限に新しく第八号として地方公共団体が定める事務における利用制限の除外が加えられたことにより、五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例を一部改正し、番号法の引用条文の号ずれを改めるためのものがございます。次の第二条につきましては、番号法の一部改正により、五條市個人情報保護条例に、番号法に追加された規定を加えることとしたこと並びに、番号法の引用条文の条ずれを改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を平成二十九年五月三十日と定めております。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第十、議第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第六号 五條市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の全部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。上垣内農業委員会事務局長。

〔農業委員会事務局長 上垣内盛幸登壇〕

○農業委員会事務局長（上垣内盛幸）失礼します。

ただいま上程いただきました議第六号、五條市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の全部改正につきまして、提案理由について説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書二十五ページを御覧願います。

この条例の改正理由でございますが、農業委員会等に関する法律が一部改正され、農業委員の定数の変更及び農地利用最適化推進委員の設置を行うことが必要となり、それに伴い五條市農業委員会の選挙に関する条例の全部を改正する必要があるため行うものであります。

改正内容につきましては、お手元の議案書二十六ページを御覧願います。

第一条では、農業委員及び新たに農地利用最適化推進委員を設置し、定数を定めることを目的としています。

次に、第二条では、農業委員会等に関する法律の一部改正により、公募となった農業委員の定数は十九人とすること。

次に、第三条では、農地利用最適化推進委員は二十人とすること。

次に、附則につきまして、第一条では、平成二十九年四月一日から施行するとしております。

次に、第二条では経過措置として、この条例の施行の際、現に在任する農業委員は改正前の五條市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の規定を有することといたしました。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）ちよっとお聞きしますけれども、新しい委員さん二十名、推進委員さんができるわけですけども、農業委員の定数は今二十二名……新しい委員さん作るのに、この人らは無償ですんけ。予算の裏付け何もしないけれども、今新しい条例が出てきた共同参

画とか五條市史編纂やったら十万円とか九万円、委員報酬の予算付いてますわな。この人らは無償でもらいますんけ。今までの農業委員さんの報酬は出ておるけども、まあ一緒にいくんやろけども、これ国が言ってきたとるやつやろ、前から国がこうせいと言ってきたおるやつですやん。国は今支出金は六百万ちよっと、五百五十八万四千円あるけれども、二十人増やせて国が言うてきて、国は予算の裏付けはしてくれへんのかえ、これ。予算に挙がってないということは、こんな無償で二十人にもこしらえたかって、この人らええ迷惑やるこんなん。

○議長（吉田 正）上垣内農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（上垣内盛幸）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

現在の農業委員の会長は四万七千円、委員につきましては、四万円を月額報酬費として支給しております。

当初予算では現農業委員二十二人を任期までの同額で十二月から定数上限である十九人とし、一千百六十四万円を計上しております。

最適化推進委員につきましては、定数確定後、農業委員の報酬や活動内容を踏まえて第三機関である報酬審議会等で検討を重ね、補正予算で対応を考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）そしたらこれ報酬審議会に掛けて、委員さんの報酬を決めるということをかえ、今の答弁やったら。

俺が言うとなのは二十人、…かめへんのやで二十人、多いとか少ないとか、今誰もそんな農業委員の報酬が何ぼって、俺、委員長の報酬何ぼって聞いてないやん、そんなものかめへんのやけれども。二十人をただですのかと、ほかのところやったら全部裏付け、予算委員会、市史編纂にしたかって共同参画にしたかってな、予算もう出とるやんかえって、そうやけど何で農業委員会だけ、その議会が通って、定数が二十人やったら二十人を通るやろ、恐らく。通ってから予算組むんやって、ほかの課から出ている条例、これ皆予算付けて出とるやんかえ、これ何でって、聞いとるんよ。二十人決めてから報酬審議会に掛けて決めるんやとか、そんな遅くない。出してくるんやったらちゃんとした予算も付けて出してこなければ…、国からこれほんだらお金付いとれへんのかえ、今年。

○議長（吉田 正）上垣内農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（上垣内盛幸）十一番益田議員の質問にお答えいたします。

委員報酬につきましては、収入の方につきましては、地方交付税の参入の中に個別参入として農業戸数三千戸、農業委員及び推進委員の人

数等に対しまして一千万円の予算を参入されております。そしてそのほかに農地利用最適化交付金といたしまして、一人月額六千円の予算が付いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）一千万か月額六千円付いておるとんやろ、国から、そんなん付いてくるの当たり前や、国がやかましく言うてせい言うてとるやつやんかえ、市のレベルで変えことしようと言うとるやつ違うんや、何も市としては俺こんな今までどおりでいいと思うで、ほんでほかの条例やったら委員さんはこんな仕事せんなんとかいろいろと書いてあるやん。教育委員会の市史編纂やたら別に定めるものとかあって、書いてくれてあるわ。ところが新しい委員さんこしらえるのやったら推進委員さんはどんな仕事するんか、農業委員さんの十九名、推進委員さん二十名作ってやで、この新しい作るんやったら推進委員さんはどんな仕事してもらうんやとか、この農業委員さんと推進委員さんの仕事の役割どないなんの、こんなんややこしいことないの。そこら辺きちんとせな、こんな条例、これちよつと頼りないやないか。

○議長（吉田 正）樫内副市長。

○副市長（樫内成吉）十一番益田議員の御質問にお答えをいたします。

まず本来でございましたら新しい条例で報酬を同じように、非常勤と特別職の中で同じように条例を並行して改正をさせていただきますでございますが、今回任期が二十九年の十一月二十六日まで現行の農業委員会でいっていただきます。すなわち当初予算の中には十一月二十六日までの分は先ほど農業委員会の事務局長が言ったように、当初予算で計上させていただきます。新しく今回条例で制定をしようとしております農業委員の定数の十九名と推進委員定数の二十名につきましての報酬の額等につきまして、報酬審議会においてしっかりと定めさせていただきます中で、補正予算で対応させていただきます、報酬の支払いをさせていただきます、そういう予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）副市長、それが俺、おかしいうて言うんよ。条例に出してくるんやったら何で報酬もきちつと入れて出してけえへんのでって。賃金を補正予算で……、これな、急に、災害とか補正予算というのは大体災害とか急に不意にわいてきたもんや、これ委員会が九月の十月になって不意にわいてきたものやったらそれでいいよ。今もうこれ条例で決めるんやろ。二十人つて。そして十一月からその人らはど

んな方法で決まるのか知らんけど、そこから次のどこまで、四月の来年のときまでの報酬は要るの分かつとるやな。何箇月かの分を付けたいたらなあかんの違うんかえ、これ。いや九月か十月に不意で涌いてくるんやったらええで。補正でも対応したらええやん。報酬審議会を早く開いて、もつと前に開いてちゃんとしとかなあかんの違うん。

○議長（吉田 正） 榎内副市長。

○副市長（榎内成吉） 十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

今現行の農業委員さんの報酬は当初予算の中に計上させていただいております。（議場に声あり）新しく十九名と二十名の任期が今年の十一月の二十六日までの分はありますので、それ以降の分につきましては九月議会のところでしたら計上させていただきます。その金額自身が今年の報酬審議会の中でしっかりと定めさせていただきたいと思っておりますので、仮に今の現行で四万七千円、あるいは四万円というような形でしても、報酬審議会の方で変わるかも分かりませんので、あえて今回は載せさせていただいてないということでございます。現行の農業委員会の人の分はきつちりと対応させていただいております。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） 俺、委員会に入つとれへんさかい聞いとるだけのことやけれども、俺何も農業委員さんのお金がどうのこうの言うてないで、これはちゃんと出とんのやし、十一月から十九人になったら、それだけのお金は何ぼか余ってくる勘定で出しとるんやろなあ、今の農業委員さんのやつは。十九名ということを出しとんのやろ、十二月からは。それはきちつとできとんや。何で委員さんの分を、そうやったら十一、十二、十三、一、二、三かそこら辺のやつを、何箇月間を入れれへんのでって、こんな早うから言うてるやつやな、国から言うてきとんやな、この間から言うてきたんけ、国。松本局長おるときから言うてる話やな、これ。三年も前から言うてる話やな、これ。前の農業委員会の選挙があったときにもう次は農業委員会は選挙ではせえへんでと、三年前から言うてる話やな。そんな去年にちゃんと報酬審議会、この報酬を何ぼにするのか知らんけど、報酬審議会を去年に開いてちゃんとしとかなんがな。今これを議会に出すんやったら。条例だけ出してきて、報酬を出しとれへんこと自体がおかしいと言うとるんや、予算に。

○議長（吉田 正） 太田市長。

○市長（太田好紀） 益田議員の質問にお答えをしたいと思います。

ちよつと誤解をしていると思えますけれども、当然十一月までの農業委員会の予算はもう計上していると、あとの残りのものに対しては早

くその辺もきちっと決めておけと言いますけれども、人数が決まってる限り予算の計上はできない、だから今さっきこの件が議会で議決をして、それで人数が確定した時点においての予算にしなければならぬ、だから補正でやらしていただくという、そういう意味でございますので、実際報酬審議会に掛ける予定はしておりますけれども、今はこの人数を確定しない限り予算には計上できないという、そういうことがあったので今回は人数だけの条例を出して、その次はこの報酬を、皆さんに議会の議決を得ると、そういう形になっていきますので、過程としてはそういうことで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）市長、俺何も解釈間違ごうとるとも、勘違いしておることもないと思うで。人数が決まっとれへん、それは決まってるわな、今の議会で決まるのや。それからほかの市史編纂も共同参画かって今決まるのやろ、人数。それでも予算付いとるやん。一緒ちゃうんかよ。人数は今決まんのやな、今の議会で。（議場に声あり）

市史編纂かって今人数決まっとれへんやん。それでも予算付いとるやんかえ。（議場に声あり）そんな話にならんわ。もつとうまいこと説明してくれ、ちよつと議長、暫時休憩して。

○議長（吉田 正）太田市長。

○市長（太田好紀）これに関しては再度お話ししますが、人数が確定しないから予算には計上できないと、だから十一月までの予算は当然今の現状の農業委員さんの人数とその予算では計上してありますけれども、そこから十二月から三月までに関しては当然新しく制度が変わりますので、その人数が確定したうえで予算を計上すると、だから補正でお願いするという、そういう意味で言っているわけでありまして。

以上です。

○議長（吉田 正）意見調整のため暫時休憩します。

午後四時十分休憩に入る

午後四時五十分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりませんので、会議が成立いたします。

十一番益田吉博議員の質疑に対する理事者側の答弁を求めます。和田総務部次長。

○総務部次長（和田剛明）十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。和田総務部次長。

私の方から農業委員会費に係ります交付税措置の状況について御説明を申し上げます。

農業委員会に対する交付税措置でございますけれども、従前は農業委員会に対しましては国庫補助金として措置をされておったんですが、まずけれども、近年この補助金が国の方で一般財源化されて現在では普通交付税の中に措置をされておる状況でございます。

二十八年度の算定額でございますけれども、農業委員さんの報酬であるとか職員の人件費、あるいは需用費等を勘案いたしまして、普通交付税の中に約三千五百万が算定されておる状況でございます。

先ほどから御議論をいたしております、一般の予算化でございますけれども、新たに国の補助として交付をされます農地利用最適化交付金、これは歳入でございますけれども、これも見込みまして今後九月補正で対応させていただきたいというふうに考えてございますので、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）それで結構かと思えます。

要するに農業委員会の経費としては三千五百万と、今度の委員をこしらえるのに一箇月六千円か、一人頭、二十人と、これが通つたら、その人数分掛ける六千円何かが、三千五百万以外に入ってくるやろ、これは。三千七百万になるのか八百万くらいになるわけやんかえ。それはしかし交付税で入ってくるさかいに、そのお金にこれは農業委員会に使うやでってお金に色が付いてないから、どっかに使ってしまったって、農業委員会で全部使われへん場合もあるかも分からんけれども、一応大体それぐらいの年間の農業委員会の予算は組んでくれてあるのやから、それで今度人数掛ける六千円分はプラスして、国からの歳入で入ってくるんやから、それも含めた中で人件費が一万、農業委員さんの今の手当は一千万ちよつとあるわけやから、それとプラス二百万か三百万が入ってきた中で委員さんと推進委員さんの中で給料を、仕事の役割はどっちが重いのかどうか私は分からんけれども、そこらの役割もはっきり説明してもらって了解してもらった中で、市も貧乏せんでもいいようにその範囲内で給料を決めてもらって、置いてもらったらいいかなと私は思います。

終わります。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託します。

○議長（吉田 正）次に、日程第十一、議第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第七号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）ただいま上程されました議第七号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書二十八ページを御覧願います。

この条例の改正理由でございますが、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じまして、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、育児支援・介護支援に係る規定の改正を行うというものでございます。

それでは、改正する内容について、説明申し上げます。

お手元、二十九ページをお願いいたします。

まず、第一条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例についての一部改正でございます。

内容でございますが、本則第七条の三におきまして育児・介護のための早出遅出勤務等に係る子の範囲に「法律上の親子関係に準ずる関係にある子」を追加することとし、第八条第四項において介護を行う職員から請求があった場合は、公務の運営に支障がある場合を除いて、時間外勤務を免除することとしております。

次に、三十ページをお願いします。

真ん中少し上でございますが、第十一条においては休暇の種類に「介護時間」を追加することとし、第十五条においては介護休暇について、六箇月の期間を三回に分割した指定期間内で取得できることとし、新たに第十五条の二として、介護休暇とは別に、介護を行う職員に対し、連続する三年の期間内において、一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないことを認める無給の介護時間を設けることとしております。続いて、三十一ページでございますが、こちらも真ん中少し上でございますが、第十七条においては、任命権者が承認する休暇の種類に「介護時間」を追加することとしております。

続きまして、第二条、職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

本則の条の追加に伴いまして「第二条の二」を「第二条の三」に改め、第二条の二において育児休業等の対象となる子の範囲について、法律上の子（実子及び養子）に加えまして、「実親の同意が得られないため養子縁組ができない養育里親である職員に委託されている児童」とし、合わせて第三条第一号及び同条第二号並びに第十一条を同様に改めております。

続きまして、三十三ページでございます。

第十二条において規定されている育児短時間勤務の承認を受けた職員の週の勤務時間に十九時間三十五分を加えるものでございます。

第二十条第二項においては、育児時間又は介護時間を同日に取得する場合は、その合計時間を合わせて二時間までとするよう調整するといたしております。

続きまして、第三条でございます。第三条、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。

本則第十六条第二項におきまして、企業職員が介護時間を取得する場合には、給与を減額して支給するものとしております。

なお、附則につきましては、附則第一条において、この条例は平成二十九年四月一日から施行することとし、附則第二条において、施行日に介護休暇の連続する六箇月の期間内にある職員については、残りの期間を施行日後に分割して取得できるものとしております。

以上で議第七号の提案理由の説明が終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託します。

○議長（吉田 正）次に、日程第十二、議第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第九号 五條市税条例等の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第九号、五條市税条例等の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書三十九ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、地方税法及び地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、五條市税条例の所要の改正を行うものであります。

恐れ入りますが、議案書四十ページをお願いいたします。

第一条関係につきまして御説明申し上げます。

第三十六条の二につきましては、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に名称変更する規定の整備を行うものでございます。

附則第七条の三の二につきましては、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長に伴う規定の整備を行うものであります。

次に、第二条関係につきまして御説明申し上げます。

第二条関係につきましては、消費税一〇パーセントへの引き上げ時期が平成三十一年十月一日に変更になったことに伴い、昨年度の改正規定の一部であります、法人税割の税率の引き下げ時期及び軽自動車税の環境性能割の導入時期が平成三十一年十月一日に変更になったこと、軽自動車税の種別割のグリーン化特例が一年延長になったことに係る規定の整備を行うものであります。

議案書四十一ページから四十四ページを御覧いただきたいと存じます。

第十八条の三につきましては、軽自動車税の環境性能割の導入により、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するための規定の整備を行うものであります。

第十九条につきましては、軽自動車税の環境性能割の導入に伴う文言の整理を行うものであります。第三十四条の四につきましては、法人税割の税率が引き下げられることに伴う改正であります。

第八十条につきましては、軽自動車税の環境性能割の納税義務者等について規定すること及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更するなどの規定の整備を行うものであります。

第八十一条につきましては、軽自動車税のみなし課税について、規定の整備を行うものであります。

第八十一条の二につきましては、日本赤十字社の所有する救急用の軽自動車について非課税とされたことに伴う改正であります。

第八十一条の三及び四につきましては、環境性能割の課税標準及び税率について、規定を行うものであります。

第八十一条の五及び六につきましては、環境性能割の徴収方法及び申告納付について、規定を行うものであります。

第八十一条の七及び八につきましては、環境性能割に係る不申告等に関する過料及び減免について、規定を行うものであります。

議案書四十五ページから四十六ページを御覧いただきたいと存じます。

第八十二条から第九十一条につきましては、軽自動車税を種別割に名称変更するなどの規定の整備を行うものであります。

次に、議案書四十七ページから四十八ページを御覧いただきたいと存じます。

附則第十五条の二、二の二、三、四及び六につきましては、軽自動車税の環境性能割の特例の規定を行うものであります。

附則第十五条の五につきましては、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付の規定の整備を行うものであります。

附則第十六条につきましては、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の一年延長及び環境性能割の導入に伴う規定を行うものであります。

附則第一条につきましては、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の一年延長、法人税割の税率引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴う施行期日の変更を行うものであります。

四十九ページをお願いいたします。

附則第二条の二につきましては、法人税割の税率の引き下げ時期が変更になったことに伴う規定の整備を行うものであります。

附則第四条につきましては、軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更になったことに伴う適用年度の変更に伴う規定の整備を行うものであります。

附則第三条の二につきましては、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の一年延長に係る経過措置を定めたものでございます。最後に附則につきましては、本則の施行期日は公布の日から、ただし、特例認定特定非営利活動法人に係る改定規定についての施行日につきましては、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行日であります平成二十九年四月一日を定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第十三、議第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第十号 五條市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。河田都市整備部長。

〔都市整備部長 河田博幸登壇〕

○都市整備部長（河田博幸）恐れ入ります。

ただいま上程いただきました議第十号、五條市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の改正につきましては、平成二十九年一月十八日付け政令第二号「道路法施行令の一部を改正する政令」が公布され、平成二十九年四月一日より施行されることによる占用料の適正化を図るものであります。

恐れ入りますが、議案書の五十二ページから五十五ページを御覧いただきたいと存じます。

「五條市道路占用料に関する条例の一部改正」として第一条、五條市道路占用料に関する条例の一部改正として別表（第二条関係）表中右側にある「占用料」を改正し、改正後の額を表記しているところでございます。

恐れ入りますが、議案書の五十六ページを御覧いただきたいと存じます。

備考一から七に関しては、内容等の変更はございません。

続いて、「五條市準用河川管理条例の一部改正」について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十七ページから五十九ページを御覧いただきたいと存じます。

第二条、五條市準用河川管理条例の一部改正として別表（第七条関係）表中右側にある「占用料」を改正し、改正後の額を表記しているところでございます。

備考一から六に関しては、内容等の変更はございません。

続きまして、「五條市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正」について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十九ページから六十二ページを御覧いただきたいと存じます。

第三条、五條市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正として別表（第七条関係）表中右側にある「占用料」を改正し、改正後の額を表記しているところでございます。

恐れ入りますが、議案書の六十二ページから六十三ページを御覧いただきたいと存じます。

表中備考一から十に関しましては、内容等の変更はございません。

続きまして、「五條市行政財産使用料条例の一部改正」につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六十三ページから六十五ページを御覧いただきたいと存じます。

第四条、五條市行政財産使用料条例の一部改正することを定め、五條市行政財産使用料条例第二条におきまして、使用料の額は、各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とし、第一号におきましては、土地について明記しており、電柱、ガス管、水道管その他これらに類するものを設置する目的で使用するとき、五條市道路占用料に関する条例の別表に定める額とし、それ以外は、内容等の変更はございません。

第二号におきましては、内容等の変更はございません。

第三号におきましては、伝送路について明記しており、別表に定める金額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じた額及びその類に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額とするとしております。

別表第一及び別表第二を削り、別表第三を別表のように改めることといたします。

なお、附則といたしまして、この条例は平成二十九年四月一日から施行することといたします。

以上で議第十号についての提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）道路占用の電柱等の使用料に係る条例の変更だと思っておりますけれども、これはこれで結構かと思っております。

今電柱を立てるに当たっての占用許可というのがそれぞれ電話会社であったり電気会社であったり、それぞれの用途によって占用許可願いが出てくるかと思うのですが、その折に水路に立てた場合に、いわゆる水路の水の通りが悪くなる、そして道路に水がたまってしまうというような事案が出ておりますけれども、そういったところの道路の補修の、補修というか水がたまらないようにするのは、どこの責任になるのか教えていただけますか。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

それについては、一応道路占用でした、電柱とかを立てる業者の責任になると思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）また個々に場所をお知らせしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第十四、議第十一号及び議第十二号を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第十一号 五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

議第十二号 五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。稲次あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 稲次裕美登壇〕

○あんしん福祉部長（稲次裕美）ただいま上程されました議第十一号、五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基

準を定める条例及び議第十二号、五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、関連しておりますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書六十六ページと六十八ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由につきましては、国が定める「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部が改正されたことに伴うものでございます。

次に、主な改正内容について説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六十七ページと六十九ページを御覧いただきたいと存じます。

両条例において、指定あるいは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内にある場合、看護職員が兼務できる事業所に、指定地域密着型通所介護事業所を追加するものでございます。

附則につきましては、施行日を規定したものでございます。

以上で議第十一号及び議第十二号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本二議案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本二議案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本二議案を一括して採決いたします。

お諮りします。本二議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本二議案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第十五、議第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第十三号 五條市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。稲次あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 稲次裕美登壇〕

○あんしん福祉部長（稲次裕美）ただいま上程いただきました議第十三号、五條市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書七十ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由といたしましては、介護保険法施行規則の一部が改正されたことに伴うものでございます。

主な改正内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書七十一から七十二ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条におきましては、引用条文の項ずれを改めるものでございます。

第四条第一項第三号におきましては、主任介護支援専門員の要件を介護保険法施行規則の規定に合わせて改正するものでございます。

附則におきましては、施行期日及び平成二十五年年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対する経過措置を定めております。

以上で、議第十三号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第十六、議第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第十四号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）ただいま上程されました議第十四号、五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入ります、お手元の議案書七十三ページをお願いします。

この計画の変更理由でございますが、過疎対策事業の財源として、過疎対策事業債を充てることのできるようにするため、計画の一部変更を行い、過疎地域自立促進特別措置法第六条第七項の規定により、その変更について議会の議決を求めるといふものでございます。

議案書七十四ページをお願いします。

本計画の五、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進（二）現状と問題点中「③保育所」の次に「及び児童館等」を加え、同（二）その対策中「③保育所（認定こども園）」の次に「及び児童館等」を加え、その文章中「を図ることが求められる。」を「ならびに児童館や放課後

児童クラブ等の施設整備を図る。」に改めます。

次に、表中、左から二列目、事業名（施設名）の欄と、左から三列目、事業内容の欄に、七十五ページに移りますが、「（七）市町村保健センター及び母子保健センター」「保健福祉センター整備事業」などを追加したものに改めます。

この改正によりまして、児童館整備事業、保健福祉センター整備事業を過疎対策事業債の充当事業とすることが可能となります。

次に、七、教育の振興（三）整備計画（平成二十八年度～平成三十二年度）の表においても、ページをめくっていただきまして、七十六ページにありますように、左から二列目に「屋内運動場」また隣の三列目に「学校屋内運動場改良（改修）事業」を追加したものに改めます。

この改正によりまして、学校屋内運動場改良（改修）事業を過疎対策事業債の充当事業とすることが可能となります。

次に、八、地域文化の振興等（二）その対策①地域文化振興対策等を定めた最後に、「○市立五條文化博物館の施設等整備を図る。」の一行を追加いたします。

この改正によりまして、市立五條文化博物館施設等整備事業を過疎対策事業債の充当事業とすることが可能となります。

以上で議第十四号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今説明していただきましたけれども、事前に五條市過疎地域自立促進計画、二十九年三月変更分というのを配っていただいておりますけれども、この中で記載されております赤字になっている部分が追加変更になっておるのでしうか、教えていただけますか。

○議長（吉田 正）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

議員、おっしゃるとおりでございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）これに関しても新たな予算措置が来年度付いておるものもあるかと思うのですけれども、またそれはそのとき聞かせていただいたらいいわけでございますので、しっかりとこの辺も過疎債を使いながらいいものを作っていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第十七、議第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第十五号 やまと広域環境衛生事務組合同規約の変更について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。辻田産業環境部長。

〔産業環境部長 辻田祥友登壇〕

○産業環境部長（辻田祥友）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第十五号、やまと広域環境衛生事務組合同規約の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。議案書の七十七ページを御覧ください。

今回の規約の変更の理由につきましては、現在のやまと広域環境衛生事務組合の事務所を新ごみ処理施設（やまとクリーンパーク）へ移転することに伴い、当該所在地を変更するため、やまと広域環境衛生事務組合同規約の第四条中「奈良県御所市大字栗坂二九三番地」を「奈良県御所市大字栗坂二九三番地」に改めるものでございます。

附則につきましては平成二十九年四月一日から施行することを定めたものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第十八、議第十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第十六号 平成二十八年五條市一般会計補正予算（第五号）議定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第十六号、平成二十八年五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十八年五條市一般会計補正予算書（第五号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正は、歳入歳出予算及び繰越明許費並びに地方債の補正でございます。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ八千七百三十五万八千円を追加し、総額を二百二十億八千二百四十三万九千円とするものでございます。

続きまして、歳出の主な項目について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、十二ページを御覧ください。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、二節給料から四節共済費までの八千五百二十二万三千円でございますが、職員給与費を追加するものでございます。異動、退職等により、現計予算に不足が生じることから、所要の経費を計上しております。

なお、議会費を始め、他の費目に計上しております職員給与費の補正につきましても、同様の事由により現計予算に過不足が生じた関係から、追加もしくは減額を行うものでございますので、各費目の人件費該当部分につきましても、説明を省略させていただきます。

次に、十八目基金費、二十五節積立金の二千六百六十五万九千円でございますが、基金積立金を予算化するものでございます。預金利息のほか、ふるさと五條市応援寄附金、十津川村との協定に基づく広域消防組合職員退職手当負担金などの積立に要する経費を計上しております。続きまして、十五ページをお願いいたします。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、二目障害福祉費、二十節扶助費の一千二百万円でございますが、障害児施設措置費を追加するもので

ございます。事業所による放課後デイサービス事業の新規開始等により、当該サービスの利用者が当初の見込みを上回ったため、現計予算に不足が生じることから、所要の経費を計上いたしております。

次に、二十三節償還金利子及び割引料の五百七十五万三千円でございますが、平成二十七年障害者自立支援給付費国庫負担金等の額が確定したことに伴い、受入済みの当該負担金について、国庫並びに県への返還に要する経費を計上しております。

十六ページをお願いいたします。

次に、同項二十一目臨時福祉給付金事業費、十九節負担金補助及び交付金の二千四百四十五万円の減額でございますが、臨時福祉給付金の一部を減額するものでございます。本年度予算化されております当該交付金の一部につきまして、平成二十九年当初予算に再計上し、交付申請を行うよう国より方針が示されたことによるものでございます。

次に、同款二項児童福祉費、一目児童福祉総務費、十三節委託料から十八節備品購入費まで、一千三百五十四万二千円の減額でございますが、地域子育て支援拠点事業所開設関係経費を減額するものでございます。建築確認上の詳細について、関係機関と協議した結果、異種用途の防火区画形成等安全上の対策などにつきまして、新たな検証が必要となり、年度内着工が困難となったことから、次年度において新たに所要額を計上するものでございます。

十七ページを御覧ください。

次に、四款衛生費、一項保健衛生費、一目保健衛生総務費、十九節負担金補助及び交付金の二千五十八万六千円の減額でございますが、南和広域医療企業団負担金の一部を減額するものでございます。新病院建設に伴う地方債の借入利率が、当初の見込みを下回ったことにより、各構成団体の負担金に不要が生じたため、同企業団より、予算減額の要請があったことによるものでございます。

十九ページをお願いいたします。

次に、六款商工費、一項商工費、六目きすみ館費、十三節委託料の六百二十万円の減額でございますが、きすみ館大規模改修設計業務委託料の全部を減額するものでございます。きすみ館の泉質改善に資する機械設備の検討を始め、入り込み客数の増加に向けた経営改善に関連する設計に、更なる検討が必要となり、年度内の着手が困難となったことから、次年度において新たに所要額を計上するものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

恐れ入ります。八ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたく存じます。

歳入予算につきましては、十七款寄附金において五百八十七万一千円、十八款繰入金において二百五十六万四千円、十九款繰越金において一億一千五百三十九万八千円をそれぞれ追加するとともに、十四款国庫支出金において二千二百八万八千円、十五款県支出金において八百八十七万七千円、二十一款市債において六百二十万円をそれぞれ減額いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。

五ページの第二表の上段より御覧ください。

初めに、追加事業について御説明申し上げます。
二款総務費、一項総務管理費、新庁舎整備事業の一千七百万円でございますが、建設予定地の地質調査の解析において、不測の日数が見込まれることから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十九年四月末を予定いたしております。

次に、同款三項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業の二百五十五万八千円でございますが、個人番号カードの発行状況等による国からの予算繰越の指示を受け、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十年三月末を予定いたしております。

次に、四款衛生費、二項清掃費、やまと広域環境衛生事務組合負担金の九億三百六十二万七千円でございますが、事業の進捗状況等による当該組合からの予算繰越の要請を受け、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十九年六月末を予定いたしております。

次に、六款商工費、一項商工費、風力発電防犯灯設置事業の五百万円でございますが、河川敷を管理する国土交通省との協議及び事務事業の遅延により、年度内完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十九年四月末を予定いたしております。

次に、七款土木費、三項河川費、河川維持修繕事業の一千六百七十万円でございますが、河川までの進入路確保に係る調整並びに事務事業の遅延により、年度内完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十九年九月末を予定いたしております。

次に、同款四項都市計画費、二見地区都市公園整備事業の七百六十九万七千円でございますが、事務事業の遅延により年度内完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十九年四月末を予定いたしております。

次に、八款消防費、一項消防費、防災倉庫購入事業の百五十万円並びに消防団格納庫整備事業（第一方面隊五―一牧野地区）の一千八百六十八万円でございますが、事務事業の遅延により、年度内完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十年三月末を予定いたしております。

次に、九款教育費、一項教育総務費、学校適正化基本計画策定事業の九十万円でございますが、学校適正化の推進について、市民や保護者の意見をより広く聴取した上、同計画を策定するため、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十年三月末を予定いたしております。

続きまして、変更事業について御説明申し上げます。

同ページ下段を御覧ください。

七款土木費、二項道路橋梁費、道路維持修繕事業、道路改良事業、橋梁維持修繕事業、橋梁改良事業の四事業でございますが、いずれも事務事業の遅延により、本表記載のとおり金額の追加を行うものでございます。

なお、事業の完了につきましては、道路維持修繕事業並びに道路改良事業につきましては平成二十九年九月末を、橋梁維持修繕事業については平成二十九年十一月末を、橋梁改良事業については平成三十年一月末を予定いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 十九ページのきすみ館の改修、大型改修やけれども、これはどういう理由等ではないのか。

それと、これ以前益田議員がバイオマス構想の中でチップという、ペレットとかチップというお話が出たんですけども、これまあ決まっていなくても、平成二十九年度の予算に、大塔でチップを作るといふ予算が出てますよね。それと考えると併用していくと違うのかなと思っておったんやけども、これちよつと教えていただけますか。

○議長（吉田 正）山本西吉野支所長。

○西吉野支所長（山本利恵子）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十八年度におきまして赤字経営が続くきすみ館の経営を改善するために、その方策を検討し、経営改善計画を策定いたしました。その策定をするために不測の日数を要しましたので、来年度の実施設計となりました。

以上でございます。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

当初、御案内のとおりチップを使用しました形で林業の振興も兼ねてチップ工場ときすみ館での利用ということも考えておりました。その中で今、支所長の方から答弁ありましたように経営改善計画、しっかりしたものを作っていくかないといけないうことで、ちよつと先行した形の中でチップ工場の方を先行しまして、経営改善計画も含めました中できすみ館の方を改良していきたいというふうな考え方でございます。以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今のきすみ館でございますけれども、二十八年度の予算ではバイオマス熱源施設基本設計委託料という二百五十万を付けてございます。この二百五十万の成果品というのが上がってきておるのかないのか、まずその辺から教えていただけますか。

○議長（吉田 正）山本西吉野支所長。

○西吉野支所長（山本利恵子）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

きすみ館の改修工事は平成二十五年九月三十日に基本構想が策定されました。これを受けて平成二十六年九月三日から二十七年五月二十九日に実施設計を行ったところでございます。しかしながら温泉の加温方式を電気式チラーから木質バイオマスボイラーに方針を変更し議会で答弁させていただいたところでございます。

平成二十八年度には木質バイオマスボイラー導入に関する基本設計を実施いたしましたので、今後改修工事の実施設計を行う予定でございます。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）基本設計委託料で二百五十万、二十八年度の予算で付いていましたやん。今回減額されているのは大規模改修の設計の六百万が減額になっておるだけであって、これしか減額になっていないということは、この二十八年度の熱源施設基本設計の委託料二百五十万の成果品ができてますかということをお尋ねしているのです。

○議長（吉田 正）山本西吉野支所長。

○西吉野支所長（山本利恵子）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

はい、できております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）この設計が、基本設計ができた上で今の吉田議員に対する答弁でしたら、経営改善計画がきちっとできていないから遅くなっておるといふ部分で、そしたらきすみ館に係る今後の経営についてはどうされるのか、教えていただけますか。来年度どうなさるのか、休館でいくのか、そのまま営業を続けるのか。

○議長（吉田 正）山本西吉野支所長。

○西吉野支所長（山本利恵子）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

来年度はきすみ館は休館とさせていただいて、今後への研究とか勉強会とかをそちらでさせていただきながら、今後に向けて進めたいと思っております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）先日も未成線サミットが西吉野で行われ、そしてプラレールの未成線のイベントが行われました。その中で、そこのお客様さにもきすみ館のお風呂に入ってきたようでございます。大変ぬくもって良かったというふうな感想も申しておりました。そうしたイベントを今後重ねていく上で、大変大切な施設を休館に及ぶというお話でございますけれども、今の状態で営業していくのは不可能なんですか。それを止めてしまうと、今度また一からのスタートになってしまうと思うんですよ。計画もきちっと立たないのに休館してしまうというのは、

ちよつと早いのではないですか。

○議長（吉田 正）山本西吉野支所長。

○西吉野支所長（山本利恵子）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

もうきすみ館は限界が来ておりまして、ボイラーの方の修理、修繕を応急的に重ねている状態で、もう限界かと思われれます。

それで今後は、きすみ館の施設を例えば老人クラブの会合に使ったりとか、地域の婦人の郷土料理を提供できるような勉強会をしたりとか、開催しながら、きすみ館のモチベーションを維持していくために努力してまいりたいと思っております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）そういう計画はきちつと案も出てませんでしょう。ただ支所長の内々の協議の中でこれをやっていったらいいなという部分で取り組んでおられるんだと思いますが、きちつとした計画もおそらく出ていないだろうと思います。

特にあそこの休憩室、私も行かせていただきましたけれども、二部屋あつて一部屋は使えないような状態の中でどうやって地域の交流の場に使っていくのかというのが大変疑問に思うところでございますし、いつになればそうやっていくのかということと、あそこに従業員の方が二名いらつしゃいます。その方の処遇等、休館に係る間どうされるのか、そしてこの休館の年月、いつまで休館されるのか、予定があれば教えていただけますか。

○議長（吉田 正）山本西吉野支所長。

○西吉野支所長（山本利恵子）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

二十九年度に実施設計を完了しまして、平成三十一年度に改修工事を実施します。平成三十一年五月にはリニューアルオープンをしたいと考えております。

そして、また経営改善計画というのを今まで時間を掛けて作成してまいりましたので、そういう計画の方はできております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今現在、雇用されている方はどうなるんですか。

○議長（吉田 正）山本西吉野支所長。

○西吉野支所長（山本利恵子）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

今臨時で来ていただいている方には、仕事の方はおしまいということでお話しさせていただきますいております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）ボイラーの調子が悪くて使えない、その上もう閉めてしまうという方向で、地域のために使う施設として残していくというのは、ちょっとそこまで考えられない。閉めたらそれで終わりになってしまう可能性もございます。しっかりと基本設計業務二百五十万を使っているのですので、その辺のことをしっかりと反映をしてくれないと、この二百五十万というのは、どっかにやったようなものになってしまうん違いますかな、その辺はどうお考えになりますか。

○議長（吉田 正）山本西吉野支所長。

○西吉野支所長（山本利恵子）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

きすみ館改修にしましては、地域の説明も終わっておりますし、皆さん大変楽しみにしていただいております。地域の核としての機能も果たして行っていただけのようなきすみ館にしていきたいと思っておりますので、今後良い方向に必ず改修して皆さんに来ていただけるような温泉施設にしたいと思っております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）これまた総務文教常任委員会に付託されると思います。ですとその辺でまた意見があるかと思っておりますので、しっかりとその辺の意見を聞いていただいて、この二百五十万を、しっかりと成果品を出していただきたいと思っております。その上で計画、本当にこの地域のためを思うのであれば、この予算を削らないで一日も早く執行すべきだというふうには私は思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

終わります。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）一つだけお聞きしたいのですけれども、地域審議会の方からは了解は得ていただいているわけなんですか。

○議長（吉田 正）山本西吉野支所長。

○西吉野支所長（山本利恵子）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

はい、地域審議会の方の方も、皆さん楽しみにしていただいております。了解を得ております。以上です。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託します。

○議長（吉田 正）次に、日程第十九、議第十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第十七号 平成二十八年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。坂口すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 坂口慎一登壇〕

○すこやか市民部長（坂口慎一）ただいま上程いただきました議第十七号、平成二十八年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を御覧いただきたく存じます。定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十八年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を御覧いただきたく存じます。まず、一ページにつきまして、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ二千三百四十三万五千円を追加して、歳入歳出の予算総額を五十三億一千二百四十二万二千円とするものでございます。

次に、歳出につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、四ページの下段を御覧いただきたいと存じます。

十款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、五目国庫支出金返還金、二十三節償還金利子及び割引料二千三百四十三万五千円につきまして

は、国庫支出金である平成二十七年診療養給付費等負担金が確定したことにより、国に対し超過交付分を返還するためのものがございます。次に、歳入につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、同ページの上段を御覧いただきたいと存じます。

十款繰越金、一項繰越金、一目繰越金、一節繰越金二千三百四十三万五千円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものがございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第二十、議第十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第十八号 平成二十八年五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。河田都市整備部長。

〔都市整備部長 河田博幸登壇〕

○都市整備部長（河田博幸）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第十八号、平成二十八年五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十八年度五條市下水道事業特別会計補正予算書（第二号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正は、繰越明許費の補正でございます。国の二次補正に伴う流域関連公共下水道事業に係る既定の繰越明許費の変更を行う

ものがございます。

恐れ入りますが、二ページを御覧いただきたいと存じます。

一款下水道費、一項下水道費、流域関連公共下水道事業でございますが、小和田汚水幹線Ⅰ工区（野原西四丁目地内・JA野原支店前）辯天宗付近）について、推進工事に用いる機材の調達に不測の日数を要し、年度内完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものがございます。まして、現繰越額に五千八百七十二万円を追加し、総額で一億六百七十二万円とするものがございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十九年四月末を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第二十一、議第十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第十九号 平成二十八年五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。松本水道局長。

〔水道局長 松本武士登壇〕

○水道局長（松本武士）ただいま上程いただきました議第十九号、平成二十八年五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十八年五條市水道事業会計補正予算（第一号）の一ページを御覧願います。

今回の補正は、給与表の改定及び勤勉手当の見直しと職員の異動等により、職員給与費が年度中に不足することが見込まれるため、委託料

の不用額減額分を財源として追加するとともに、課税支出が減ることから同時に消費税納税額を追加するものでございます。

まず、第二条収益的収入及び支出の補正につきましては、収益的支出のうち、第一款水道事業費用で一万円の増額であります。

次に、第三条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の更正につきましては、職員給与費を一億七百三十万三千元とするものであります。

なお、第一款水道事業費用の増額と、職員給与費に対する流用についての詳細につきましては、六ページにございます五條市水道事業会計補正予算(第一号)説明書を御覧いただきたいと存じます。

以上で、議第十九号、平成二十八年度五條市水道事業会計補正予算(第一号)議定につきましては、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(吉田 正) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長(吉田 正) 次に、日程第二十二、議第二十号から議第二十八号までの九議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長(竹本勝治) 議第二十号 平成二十九年五條市一般会計予算議定について。

議第二十一号 平成二十九年五條市国民健康保険特別会計予算議定について。

議第二十二号 平成二十九年五條市下水道事業特別会計予算議定について。

議第二十三号 平成二十九年五條市墓地事業特別会計予算議定について。

議第二十四号 平成二十九年五條市介護保険特別会計予算議定について。

議第二十五号 平成二十九年五條市大塔診療所特別会計予算議定について。

議第二十六号 平成二十九年五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について。

議第二十七号 平成二十九年五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について。
議第二十八号 平成二十九年五條市水道事業会計予算議定について。

〔「六番」の声あり〕

○議長（吉田 正）六番議会運営委員会 佳秀委員長。

○六番（窪 佳秀）ただいま上程になりました議第二十号から議第二十八号までの九議案につきまして、去る一日の開会日におきまして、市長から提出議案の概要説明を受けておりますので、提案理由の説明は結構かと思いますが、各議案はいずれも平成二十九年度の五條市における各会計予算案でありますので、慎重審議を期するために、先例により予算審査特別委員会を設置していただきたいと思っております。

なお、委員の数は七名とし、委員の選任につきましては、議長に一任したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田 正）お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、委員の定数を七名とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は委員の定数を七名とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、委員の選任につきましては、あらかじめ御協議をいただいておりますので、議長から指名いたします。

二番平岡清司議員、三番牧野雅一議員、六番窪 佳秀議員、七番岩本 孝議員、九番山口耕司議員、十番吉田雅範議員、十一番益田吉博議員、以上七名の方にお願いたします。

なお、正副委員長長の選出並びに審査の日程等につきまして御協議を願いたいと思っておりますので、各位には本日散会后、直ちに議長室に御参集願います。

○議長（吉田 正）次に、日程第二十三、議第八号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第八号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。坂口すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 坂口慎一登壇〕

○すこやか市民部長（坂口慎一）ただいま上程いただきました議第八号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三十五ページを御覧いただきたいと存じます。

この条例の改正理由でございますが、附属機関として、「五條市男女共同参画審議会」及び「五條市史編纂委員会」を設置することに伴い、当該委員会の委員の報酬及び費用弁償に係る規定を加えるため改正するものでございます。

改正の内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三十六ページから三十八ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条におきましては、「五十二 五條市水道料金等審議会委員」の次に「五十三 五條市男女共同参画審議会委員」の報酬等を加え、第二条におきましては、「五十三 五條市男女共同参画審議会委員」の次に「五十四 五條市史編纂委員会委員」の報酬等を加えております。どちらの報酬も「日額一万円」としております。

最後に、附則として、この条例は公布の日から施行するとし、ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十日から二十二日まで休会とし、次回二十三日午前十時に再開して、議案審議を行います。
本日は、これをもって散会いたします。

午後六時八分散会

